

新規・転所申込者用

令和9年度（2027年度） 保育所・認定こども園・ 小規模保育事業・事業所内保育事業 利用申込案内

この案内では、吹田市における保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業（以下「保育所等」）の利用申込から利用開始までの手続き等についてお知らせします。

利用を希望される方は利用申込案内を確認のうえ、事前に施設見学に行くなど準備をしてから、申込を行ってください。

電子申込実施中

新規・転所ともオンラインで受付します。
オンライン以外での受付手段はございません。

申込ページはこちら



一次選考受付期間

令和8年9月25日（金）

～令和8年10月7日（水）

※事前に必要書類の準備をお願いします。

申請内容の不備依頼

不足・不備等がある方については、保育所等の利用申込時に登録いただいたメールアドレスにその旨を送信するため、必ずご確認いただくようお願いします。



吹田市イメージキャラクターすいたん

吹田市児童部保育幼稚園室 入園グループ

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

（低層棟2階217番窓口）

直通電話 06-6384-1592

目次

1 制度案内

- (1) 対象者 1 ページ
- (2) 吹田市において利用調整を行う保育施設 4 ページ
- (3) 施設利用料 4 ページ

2 利用申込

- (1) 令和9年度利用申込の流れ（吹田市内の保育所等） 7 ページ
 - ① 利用申込の全体像 7 ページ
 - ② オンライン手続き（電子申込）の注意点 8 ページ
 - ③ 受付方法・期間（吹田市内の保育所等を利用する場合） 8 ページ
 - ④ きょうだいの利用申込を同時にする場合 11 ページ
 - ⑤ 育児休業明けの申込 12 ページ
 - ⑥ 時間短縮勤務・育児時間を取得する場合 12 ページ
 - ⑦ 申込後の変更 13 ページ
 - ⑧ 内定辞退・利用申込の取下げ 13 ページ
 - ⑨ 令和9年度利用とあわせて令和8年度利用を希望する場合の申込方法 14 ページ
 - ⑩ 吹田市に住民登録があり市外の保育所等を利用する場合 14 ページ
- (2) 利用調整 15 ページ
- (3) 提出書類 16 ページ
- (4) 発達に係る支援について 20 ページ
- (5) 健康上配慮が必要な児童・医療的ケアが必要な児童の申込について 21 ページ

3 よくある質問

- (1) 申込について 22 ページ
- (2) 提出書類について 25 ページ
- (3) 利用調整について 27 ページ
- (4) その他 28 ページ

【資料】

- 1 令和9年度2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）について 30 ページ
- 2 多子軽減について 31 ページ
- 3 利用調整基準表 32 ページ
- 4 市内施設一覧
 - ① 市内保育所等マップ 35 ページ
 - ② 保育施設等一覧 36 ページ
- 5 幼稚園・認定こども園（教育部分）における預かり保育事業 40 ページ

1 制度案内

(1) 対象者

① 令和9年度クラス年齢について

保育所等のクラスについては、下記の表のとおりです。年度の途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日
0歳児	令和8年4月2日～ ※
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

※0歳児クラスは施設によって受入月齢が異なるため、必ず事前に確認をお願いします。(36～39ページ『②保育所等施設一覧』参照)

② 保育の必要性の認定

保育所等の利用申込をされる場合、児童の年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定区分は以下のとおりです。

【保育の必要性の認定区分】

認定区分	対象	対象施設等
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由（以下『認定要件』）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で、「認定要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業※、事業所内保育事業※

※満3歳（2号認定）で2歳児クラスに該当する方も利用可能

③ 保育所等を利用する要件と保育必要量

保育所等は、保護者が次のページの認定要件に該当する場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。「教育のため」や「集団生活を経験させたい」、「下の子の育児に専念したい」などの理由だけでは利用できません。

また、認定要件ごとに、保育所等を利用できる期間（認定期間）が決まっています。

保育の必要性が認定された場合であっても、利用希望の保育所等に定員を上回る申込があった際には、利用調整の結果によりご案内できないことがありますので、ご了承ください。

【認定要件】

要件	要件の補足説明	認定期間
【就労】 就労をしている・就労が内定している	1月あたり実働64時間以上就労している（就労形態は問わない）。	仕事をしている期間
【妊娠・出産】 出産予定又は出産して間もない		出産（予定）日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
【疾病・障がい】 病気やけがをしている、又は心身に障がいがある		医師等による証明期間に基づく期間
【介護・看護】 病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している	療育園等への親子通園の場合、週4日かつ1日4時間以上保護者の同行が必要な場合は認定可能（週3日で6時間、週5日で3時間などの場合は非該当）。	介護・看護に必要な期間
【求職活動】 求職活動をしている（起業準備を含む）	利用開始後、右記期間中に1月あたり実働64時間以上の就労の開始が確認されないと退所となる。	認定開始日から起算して90日間を経過する日が属する月の末日まで
【就学】 通学している・通学が内定している	週4日かつ1日4時間以上就学している。ただし、以下のいずれかに該当すること。 ・学校教育法第1条に規定する学校等に在学している。 ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条の第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けている。	在学している期間
【その他】 その他（災害復旧・高齢等）	高齢とは、保護者が65歳以上で、保育が困難な場合。	必要な期間

※上記のほか、保護者の出産や入院時等に利用できる緊急保育があります。詳しくは25ページ『よくある質問Q15』を確認してください。

認定要件に対する保育必要量は以下の表のとおりに区分されます。利用申込フォーム上にて保育必要量についてご入力いただくため、申込の前にあらかじめご確認ください。

認定要件	保育必要量の区分
就労（月120時間（休憩を含む）以上）	保育標準時間※1
就労（月120時間（休憩を含む）未満）	保育短時間※2
妊娠・出産	保育標準時間※1
疾病・障がい	
介護・看護	
その他（災害復旧・高齢等）	
就学（月120時間（休憩を含む）以上）	保育標準時間※1
就学（月120時間（休憩を含む）未満）	保育短時間※2
求職活動	保育短時間
育児休業※3	保育短時間

- ※1 申請者の希望により、「保育短時間」として認定を受けることもできます。
- ※2 保育を必要とする時間が月120時間未満の場合でも、「保育標準時間」の認定が受けられる場合があります。
- ※3 在園児の保護者が、下のお子さまを出産され、保育所等が認めた場合のみ認定します。育児休業から復職するために申込する場合の認定要件は「就労」となります。

【認定要件・保育必要量】

保育必要量は以下のとおりです。基本保育時間の時間帯、延長保育料は施設により異なります。実際の預かり時間は基本保育時間内で利用施設と調整してください。

保育標準時間	最大11時間
--------	--------

保育短時間	最大8時間
-------	-------

<例：公立保育所の標準時間認定の場合>

7:00	7:30		18:30	19:00
延長保育	基本保育時間（最大11時間）			延長保育

<例：公立保育所の短時間認定の場合>

7:00	7:30	9:00		17:00	18:30	19:00
延長保育	延長保育	基本保育時間（最大8時間）		延長保育	延長保育	

(2) 吹田市において利用調整を行う保育施設

吹田市ホームページ上の「保育所等の利用申込フォーム」より次の保育施設の利用申込ができます。対象となる保育所等をよく確認のうえ、申込手続きを行ってください（36～39ページ『②保育所等施設一覧』）。

なお、受入月齢を満たしていない施設は入力できません。受入月齢を満たしてから「希望施設変更届フォーム」より変更の手続きをしてください。

保育施設	概要
認可保育所	仕事や病気等の事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。
認定こども園 (保育部分)	幼稚園と保育所が一体となった施設です。保育部分では、仕事や病気等の事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。
小規模保育事業	定員が6～19名の小規模の保育事業です。吹田市ではA型（基準上必要な保育従事者が全員保育士資格を有している）のみを実施しています。受入月齢は2歳児までになります。
事業所内保育事業 (地域枠)	事業主が従業員のお子さまを保育するために設ける施設において、地域のお子さまも同時に保育する事業です。受入月齢は2歳児までになります。

※施設により受入月齢が異なります。36～39ページ『②保育所等施設一覧』を参照してください。

- 認可外保育施設・私立幼稚園・私立認定こども園（教育部分）・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業の利用申込は各施設で手続きを行ってください。
- 幼稚園で実施する預かり保育を利用することにより、保育施設における標準的な保育時間と同程度の時間、保育を受けられる場合があります。40ページ『幼稚園・認定こども園（教育部分）における預かり保育事業』を参照してください。
- 事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業の利用にあたり、支給認定証が必要な方は、吹田市ホームページ上の「事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業用支給認定（変更）申請フォーム」より申請をお願いします。

(3) 施設利用料

① 利用者負担額（保育料）の算定

利用者負担額（以下「保育料」）は、児童の年齢や保育必要量、世帯の所得（市町村民税額が算出根拠）に応じて市が決定します。なお、算定根拠とする市町村民税額は、税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の税額となります。

また、4月～8月分の保育料は前年度、9月～翌年3月分の保育料は現年度の市町村民税額により算定します。海外で収入がある場合は、吹田市で課税状況が確認できないため、海外での収入を確認できる書類の提出が必要です。

【保育料算定切替のイメージ（令和9年度の場合）】

月	保育料の算定基準
4月～8月	令和8年度市民税課税状況 (令和7年中の収入)
9月～3月	令和9年度市民税課税状況 (令和8年中の収入)

※令和10年4月～8月は、引き続き令和9年度市民税課税状況（令和8年中の収入）で算定します。

保育料は、利用する施設が公立か私立かを問わず、一律です。概算にはなりますが、保育料のシミュレーションを行うことができます（パソコンのみ対応）。

詳細は次のURLからご確認ください。

吹田市ホームページ【利用者負担額（保育料）】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018247/1005708.html>

ただし、認定こども園千里山グレース幼稚園については、保育料とは別に特定負担（上乗せ徴収）の設定があります。詳しくは施設に直接お問い合わせください。

※保育料の算定については、30ページの『1 利用者負担額（保育料）表』をご活用ください。

② 祖父母と同居している場合の保育料

父母（又はひとり親）が以下のいずれかに該当する場合は、世帯の最多収入者が祖父母であっても、利用児童のいる世帯の生計が父母（又はひとり親）の収入によって成り立っていると認め、父母（又はひとり親）の市町村民税額を保育料の算定基準とします。

状況	算定基準
父母（又はひとり親）の保育料決定となる年の収入が合わせて110万円以上の場合	父母（又はひとり親）の市町村民税額
祖父母等の保育料決定根拠となる年の収入が300万円未満となる場合	
父母（又はひとり親）の当該年の収入が2か月連続して月額92,000円以上あることが、給与明細等及び預金通帳で確認できる場合	

③ 保育料の支払先

利用する施設によって支払先が異なります。なお、保育料を各施設に直接支払う場合であっても、保育料の算定は市が行います。

施設・事業所の種別	保育料の支払先
市内の公立保育所、公立認定こども園、公立小規模保育事業所、市内・市外の私立保育所	吹田市
市内・市外の私立認定こども園、私立小規模保育事業所、事業所内保育事業所	各施設・事業所
市外の公立保育所、公立認定こども園	施設所在の各市区町村

④ その他の経費

3歳児以上の児童には、給食費（主食費・副食費）がかかります。また、延長保育料や行事費などの実費負担等の諸経費は、施設ごとに異なります。詳しくは、施設に直接お問い合わせください。

⑤ 幼児教育・保育の無償化

国の幼児教育・保育の無償化施策により、3歳から5歳まで【3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間】の児童の保育料が無料となります。

また、吹田市独自の施策により0歳から2歳まで【3歳になった後の最初の3月31日まで】の第2子以降の児童の保育料が無料となります。

費用の名称	無償化対象区分
延長保育料、通園送迎費、行事費、教材費等や特定負担額（上乗せ徴収）	無償化対象外
給食費（主食費・副食費）	無償化対象外※1、2

※1 0歳児から2歳児までの児童の給食費は、保育料に含まれています。

※2 年収360万円未満相当世帯の児童と第3子以降の児童は、副食費が免除となる場合があります。対象となる方については、市から保護者へ通知します。また施設にも市から免除の対象となることを通知しますので、対象となる方は主食費のみをお支払いください。

⑥ 保育料の減額

○多子軽減

保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無償とします。原則、手続き等は不要ですが、例外的に手続きが必要な場合があります。詳細は31ページ『2多子軽減について』をご確認ください。

○ひとり親世帯等の軽減

ひとり親世帯や在宅障がい者世帯で、世帯の市町村民税額が77,101円未満の場合は、保育料は無償となります。

⑦ 市町村民税額又は世帯状況等に変更がある場合

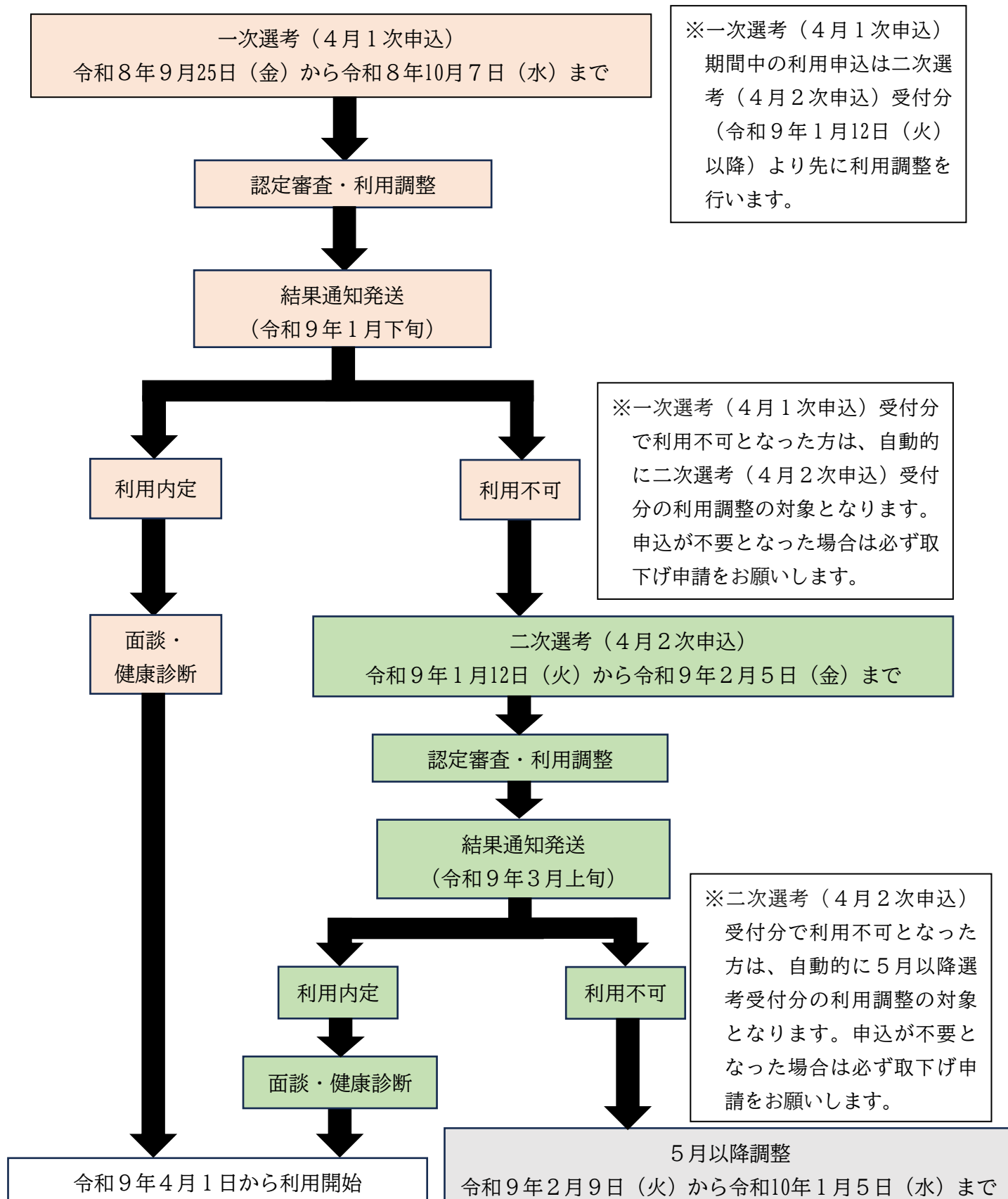
令和9年度の保育料について、次の場合には保育幼稚園室へ連絡してください。

事由	申し出期限	連絡先	注意点
修正申告等により保育料決定の根拠となる年の市町村民税額に変更がある場合	令和10年3月31日 (金)	保育 幼稚園室	税務署や市町村民税担当課に手続きされた場合でも、 <u>保育幼稚園室に変更内容の連絡をいただかないと保育料を変更できません。</u>
入所決定後に世帯状況等に変更（婚姻・離婚等）があった場合	<u>速やかに</u>		後日、当該変更が判明した場合は、遡って保育料が変更になります。

2 利用申込

(1) 令和9年度利用申込の流れ（吹田市内の保育所等）

① 利用申込の全体像



② オンライン手続き（電子申込）の注意点

オンライン手続き（電子申込）は、いかなる理由があっても受付期間内に申請が完了（申請内容の送信が完了）しなかった場合は受付できませんので、必要書類の準備や利用申込の申請はお早めをお願いします（期間厳守）。

また、申請にあたっては次の点にご注意ください。

- 入力誤りや提出書類の不備等で、受付ができない場合、利用調整上の優先度が下がる場合があります。十分確認のうえ、送信してください。
- メンテナンスのためにシステムが停止する場合や、インターネットの通信状況によっては申請内容の送信完了に時間がかかる場合があります。そのような場合であっても申込受付には一切考慮できませんので、期日には余裕をもって申し込んでください。
- 電子申込の受付ができていないかの問合せについては回答できません。送信が完了している場合は送信完了メールが『no-reply@logoform.jp』から届きますので、そちらをご確認ください（申込前に迷惑メールフィルターの設定をご確認ください）。
- スマートフォン等をお持ちではない方については、保育幼稚園室に設置されているタブレット端末から申込することができます。ソーシャルネットワーキングサービス（LINE）にて、連続する2枠（1時間分）を事前にご予約のうえ、窓口にお越しください。LINEでの事前予約ができない場合は、保育幼稚園室へお電話ください。

③ 受付方法・期間（吹田市内の保育所等を利用する場合）

- 一般的な質問は、22～29ページ『よくある質問』の他、『入園総合案内』ページ内に表示されるAIチャットボットをご活用ください。ご確認いただいてもなお、不明な点がある場合は、電話又はホームページ下部のお問合せフォームからお問い合わせください。なお、回答までにお時間をいただく場合があります。

ホームページへは右上に表示の二次元コードからアクセスできます。

- 窓口での相談を希望する場合は、LINEから相談予約が必要です。

※相談希望日の前日までに予約してください。予約方法につきましては、ホームページの「保育幼稚園室相談窓口の予約」（右下に表示の二次元コードからアクセスできます。）をご確認ください。

※4月1次申込の受付期間中は窓口が混雑しますので、ご注意ください。

【入園総合案内】



【AIチャットボット】



【保育幼稚園室相談窓口の予約】



(ア) 4月1日入所を希望する場合

利用を希望する場合は必要な書類等を揃え、「保育所等の利用申込フォーム」で申請をお願いします。申請は期間厳守です。

区分	受付期間	受付方法
一次選考 (4月1次申込)	令和8年9月25日(金) 00:00 から 令和8年10月7日(水) 23:59 まで(厳守)	オンライン手続き (電子申込)
二次選考 (4月2次申込)	令和9年1月12日(火) 00:00 から 令和9年2月5日(金) 23:59 まで(厳守)	

区分	結果の通知時期
一次選考 (4月1次申込)	令和9年1月下旬発送
二次選考 (4月2次申込)	令和9年3月上旬発送

※結果通知発送後、ホームページにて発送した旨を掲載します。

※一次選考から利用申込をされている方については、二次選考以降は内定した場合のみ通知を行います(利用不可の場合、通知はありません)。

(イ) 5月以降入所を希望する場合 (令和9年2月9日(火) から受付開始)

利用開始希望月		申込締切日	受付時間	受付方法
令和9年	5月	令和9年4月5日（月）	締切日の23：59まで （厳守）	オンライン手続き （電子申込）
	6月	5月5日（水）		
	7月	6月4日（金）		
	8月	7月5日（月）		
	9月	8月5日（木）		
	10月	9月3日（金）		
	11月	10月5日（火）		
	12月	11月5日（金）		
令和10年	1月	令和9年12月3日（金）	<u>育児休業の延長手続き等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、2月分で申込してください。</u>	
	2月	令和10年1月5日（水）		
	3月	受付は行いません		

※年度内に一度申込していただければ、利用内定もしくは取下げ申請されるまで、その内容で毎月自動的に利用調整を行うため、年度中に改めて申込をする必要はありません。

※重複となる申込は受付できませんので、ご注意ください。

※結果については、利用開始希望月の前月20日頃に書面により通知します(初回の利用調整結果のみ通知)。

※年度途中に新規開所の保育所等がある場合は、別途締切日を設ける場合があります。

※申込が不要となった場合は、他の方の利用調整に影響を及ぼすため、必ず取下げ申請をお願いします。

(ウ) 吹田市外に住民登録があり、吹田市内の保育所等の利用を希望する場合

次の区分による方法で受付を行います。

(吹田市内に住民登録があり、吹田市外の保育所等の利用を希望する場合については14ページをご確認ください。)

区分	申請方法	申請期限	注意点
利用希望開始日の前月末までに、吹田市に転入する予定がある場合※1	吹田市の電子申込フォーム (「保育所等の利用申込フォーム」)	吹田市の申込締切日	・吹田市への転入予定であることを証する書面として、住居の契約書等の写し(住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。重要事項説明書は不可)を提出してください。 ・利用開始希望月の前月末までに吹田市への住民票の異動が確認できない場合は内定取消となります。なお、利用不可となった場合の通知は、転入の確認後に行います。転入後は必ず保育幼稚園室までご連絡ください。
利用希望開始日の前月末までに、吹田市に転入する予定がない場合(吹田市外の住民として吹田市に利用申込する場合)※2	住民登録のある市区町村へ申込(住民登録のある市区町村を通じて吹田市に提出する必要があるため)	吹田市の申込締切日までに届くように、住民登録のある市区町村へ申込	・施設利用可能期間は令和10年3月31日まで ・申込時の市区町村から転出した時点で申込は取消となり、転出後も吹田市内の施設利用を希望の場合は改めて申請が必要です。

※1 令和9年度4月1次申込のみ、申込受付期間中に住居の契約書等が提出できない場合、「転入誓約書(様式F)」を必ず提出してください。なお、「転入誓約書(様式F)」を提出された場合、住居の契約書等を令和8年11月30日(月)(23:59)までに「追加書類提出フォーム」にて必ず提出してください。

※2 吹田市民の利用調整後に、入所枠に空きが生じている場合にのみ利用が可能となります。ただし、保護者が吹田市の私立認可保育施設(保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業)に勤務する保育士・保育教諭・看護師の場合に限り、吹田市民と同様の利用調整を行います。

上記内容を希望される場合は、申請時に必ず保護者の勤務(内定)証明書(吹田市内の保育所等の勤務先が明記されたもの)と、保育士証・看護師免許証の写しを添付してください。

④ きょうだいの利用申込を同時にする場合

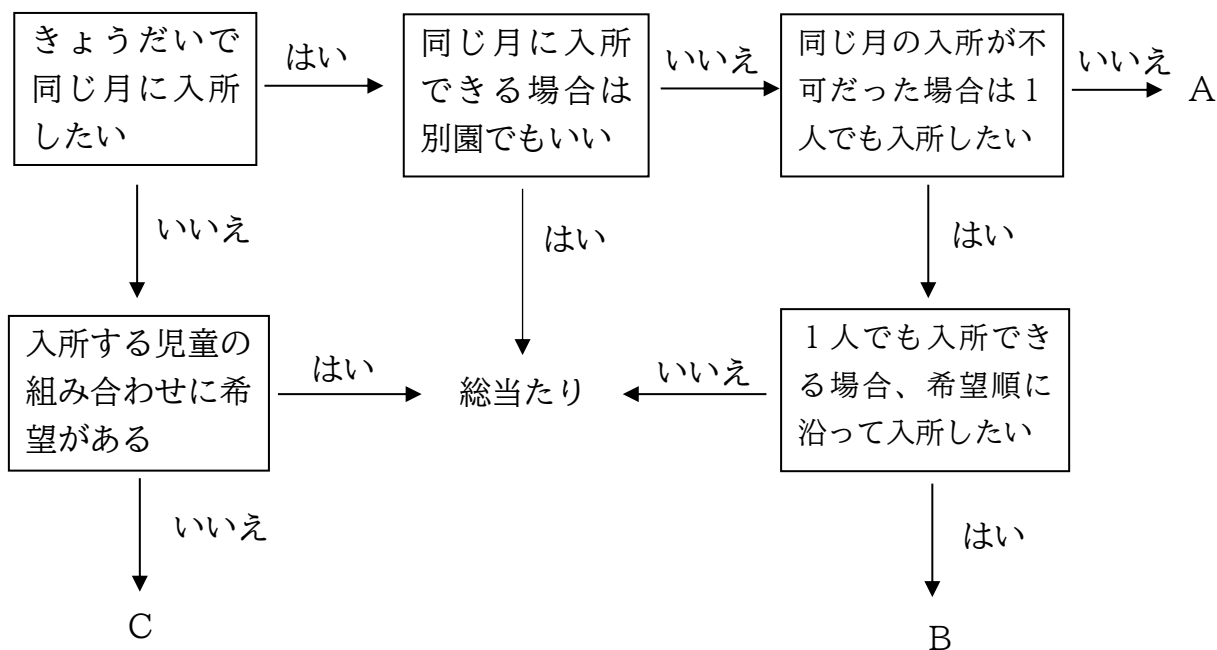
利用希望開始日時時点で兄弟姉妹（きょうだい）が吹田市内の認可保育所等に利用申込中（転所申込含む）の場合、きょうだい同時入所選考区分（A・B・C・総当たり）を選択していただく必要があります。

入所区分	きょうだい同時入所選考区分の概要
A	きょうだいで同じ月に同じ保育所に入所することを希望し、きょうだいの1人でも未入所の場合、きょうだい全員を未入所とします。
B	きょうだいで同じ月に同じ保育所に入所することを希望します。ただし、同じ保育所で入所できない場合は、きょうだいそれぞれ希望順位に沿って入所可能な保育所に入所します。なお、 <u>きょうだい全員が入所できない場合でも、1人のみ入所可能であれば入所します。※1</u>
C	きょうだいそれぞれ希望順位に沿って入所可能な保育所に入所します。また、 <u>きょうだい全員が入所できない場合でも、1人のみ入所可能であれば入所します。※1</u>
総当たり	上記ABCいずれにもあてはまらないため、希望の入所組み合わせパターンを全て記載した「 <u>きょうだい希望方法申出書（様式D）</u> 」を添付します。※2

※1 育児休業中の方については一人でも利用開始となった場合、利用開始月の翌月1日までに復職する必要があります。

※2 別園でも同時に内定希望の場合は総当たりになります。こちらを希望される場合も、きょうだい希望方法申出書（様式D）に記載する全ての希望施設を、電子申込内の希望施設に入力する必要があります。

【きょうだい同時入所選考区分判定フロー】



⑤ 育児休業明けの申込

利用開始月の翌月1日までに育児休業から復職する必要があります。育休期間が利用希望開始月の翌月1日より長く認められている場合でも、育休期間を短縮して復職できる場合は申込可能です。ただし利用開始月の翌月1日までに復職していない場合は、退所となります。

例) 4月利用開始→5月1日までに復職

5月利用開始→6月1日までに復職

※利用開始月の翌月1日が公休日の場合でも、復職日は翌月1日までにしていただく必要があります(有給休暇は就労に含みます)。

※派遣労働等で育休中の方は、育休取得前と同じ派遣先もしくは同条件以上の派遣先での復職が必要です。就労条件が変更になる場合は内定取消、退所となる場合があります(詳細は15ページ)。

【育児休業加点について】(※33ページ項番15)

・「保育所等の利用申込フォーム」での申請時に育児休業の取得欄にて、「している(する予定)」を選択された方を対象に加点の可否を判断します。

・入所月の前月中に育児休業を取得している方が加点対象となります。

(例: 4月入所希望の場合、前月3月1日時点で育児休業を取得している方)

・申込時点で育児休業を取得しているが、入所希望月の前月1日までに復職する方は申請時に育児休業の取得欄にて「していない」を選択してください。

・育児休業加点については、育児休業対象児童が満2歳を迎えた翌月の入所分までが対象となります。

(例: 育児休業対象児童が令和7年4月5日生まれの場合、令和9年5月入所分まで加点対象)

⑥ 時間短縮勤務・育児時間を取得する場合

就労時間の算定根拠は休憩時間を含む雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問いません。ただし、時間短縮後の1月あたりの実働時間(休憩時間を除く)が120時間未満の場合は、時間短縮後の時間を基に利用調整を行います。

時間短縮勤務を検討されている方は、「保育所等の利用申込フォーム」の「時間短縮勤務」の欄に必ず短縮後の勤務時間を入力してください。

また、時間短縮勤務取得前と取得後で休憩時間が変わる場合につきましては、「保育所等の利用申込フォーム」の最後にある「申請に関して特記事項があれば入力してください。」の欄に、取得後の休憩時間を必ず入力してください。

例	雇用契約	時間短縮後	指数	特記事項
1	週5日 9:00~17:00 (休憩1時間)	週5日 9:00~16:00 (休憩1時間)	1月あたりの就労時間が160時間以上	記載不要
2	週5日 9:00~17:00 (休憩1時間)	週5日 9:00~15:00 (休憩1時間)	1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満	記載不要
3	週5日 9:00~17:00 (休憩1時間)	週5日 9:00~15:00 (休憩なし)	1月あたりの就労時間が160時間以上	時間短縮勤務取得後は休憩時間が0分に変更

⑦ 申込後の変更

○希望施設の変更

申込受付後に希望する施設を変更する場合、「希望施設変更届フォーム」から申請してください。申込期日を過ぎての変更は、利用調整に反映することはできず、次回選考分からの反映となりますのでご注意ください。

申請期日	申請方法
各申込締切日の23:59まで	希望施設変更届フォーム

○認定保護者・世帯状況・保育を必要とする事由等の変更

「認定の変更申請フォーム」から手続きをしてください。内容により、追加の手続きや書類の提出が必要となる場合があります。

申請期日	申請方法
速やかに	認定の変更申請フォーム

電話やお問い合わせフォーム、窓口でのご連絡・ご相談のみでは利用調整に変更後の内容を反映させることができません。申込内容の訂正や書類の提出等が必要であるにもかかわらず、お手続きのない場合は利用調整上不利となる場合がありますのでご注意ください。

また、内定・利用開始後に勤務先が変わっているなど申込内容と異なることが判明した場合、内定取消や退所となる場合があります。

⑧ 内定辞退・利用申込の取下げ

利用申込を取り下げる場合は、「内定辞退・利用申込の取下げフォーム」から電子申込を行ってください。なお、辞退や取下げ申請後の取りやめはできません。十分検討のうえ、手続きを行ってください。

内定辞退した方は、以後1年間の利用調整で8点の減点が適用されます。詳細は、32～34ページ『3 利用調整基準表』を確認してください。

例) 令和9年4月利用内定を辞退した場合

⇒令和10年4月利用申込まで減点対象。令和10年5月利用申込から減点対象外。

また、次のような場合には利用申込取下げの申し出が必要です。取下げ後、再度利用を希望する場合は改めて申込手続きが必要です。

- ・4月の転所を希望していたが転所不可だったため、5月以降の転所は希望せず、在籍中の施設を継続することに決めた
- ・4月の入所を希望していたが利用不可だったため、幼稚園に入園を決め、保育所等への入所希望がなくなった
- ・求職活動をする予定がなくなった
- ・末っ子が生まれたため、育児休業を延長することになった

⑨ 令和9年度利用とあわせて令和8年度利用を希望する場合の申込方法

令和8年度分の利用申込を希望される場合は、令和9年度分及び令和8年度分の利用申込をそれぞれしていただく必要があります。

※保育が必要な事由を証明する書類等は、令和9年度申込用の様式でも対応可能です。

●令和8年度において令和9年3月入所の利用申込受付は行いません。育児休業の延長手続き等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、令和9年1月5日（火）23：59 締切の令和9年2月分で利用申込してください。

⑩ 吹田市に住民登録があり市外の保育所等を利用する場合

吹田市内に住民登録があり、吹田市外の保育所等の利用を希望する方は、次の区分による方法で受付を行います。

なお、申込締切日及び必要書類等は、あらかじめご自身で申込先の市区町村に確認してください。

（吹田市外に住民登録があり、吹田市内の保育所等の利用を希望する場合については、10ページをご確認ください。）

区分	申請方法	申請期限
利用希望開始日の前月末までに、吹田市外へ転出する予定がある場合	申込先市区町村に確認 吹田市を通して申請が必要な場合は、 <u>保育幼稚園室へ郵送か窓口へ持参</u> （吹田市の電子申込は利用不可）	<u>申込先の市区町村の申込締切日の10開庁日前まで</u> （吹田市を通して申請が必要な場合）
利用希望開始日の前月末までに、吹田市外へ転出する予定がない場合	吹田市の電子申込フォーム（保育所等の利用申込フォーム）	<u>申込先の市区町村の申込締切日の10開庁日前まで</u> （吹田市内の保育所等を含めて希望される場合、吹田市の締切日と申込先の市区町村の締切日の10開庁日前のどちらか早い方）

※FAXによる申込先の市区町村への送付、速達書留等での対応は行いません。

※利用の可否については、保育所等の所在する市区町村が決定するため、吹田市が利用調整を行うことはありません。

※市外施設の利用可能期間は令和10年3月31日までとなります。令和10年度も引き続き利用を希望される場合は、再度申込が必要となります。

(2) 利用調整

① 利用調整とは

保育所等の利用にあたっては、吹田市保育所等利用調整基準に基づき、保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、合計指数の高い世帯から順に希望の保育所等に利用の案内を行うものです。

そのため、利用調整を行うにあたり、保護者の就労状況・世帯状況等を正確に把握する必要があります。以下の利用調整上の注意点に十分留意し、必要な書類の準備をお願いします。

【重要】

- 利用調整の公平性を担保するため、入所後3か月間（例：4月入所の場合は6月30日まで）は申込時の状況を維持していただく必要があります。申込後に勤務先が変わっている、就労時間が短くなっているなど申込時の状況と異なることが判明した場合は、内定取消や退所となる場合があります。ただし、変更後の状況の指数でも内定を維持できる場合は、この限りではありません。変更が発生した場合は速やかに保育幼稚園室へご連絡ください。
- 保育所等の利用にあたっては、保護者の世帯状況や就労状況等に基づいて、利用調整を行っています。第三者へ申込を相談・依頼することによって、保育所等の利用調整が有利になることは一切ありません。

② 指数の判定

指数の判定にあたっては、申込締切日までに提出されている保護者の保育が必要な事由を証明する書類（勤務（内定）証明書、診断書等）を基に、利用調整会議を経て判定します。

ただし、指数については、雇用主との関係（親族関係の有無）等を考慮し、総合的に判断して決定しますので、必ずしも申請した状況で採点が行われるものではありません。

③ 加点（減点）の条件

利用調整基準表の調整指数は、必要書類の提出があった方を対象に適用となります。

調整指数の加点・減点に関する書類の提出がない場合、調整指数適用の条件を満たさないため、加点の対象外もしくは減点の対象となりますので注意してください。詳細は利用申込案内16～19ページ『(3) 提出書類』及び32～34ページ『3 利用調整基準表』を参照してください。

加点・減点の条件に関する書類の提出を保育幼稚園室からお願いすることはありませんので、自身で確認のうえ申込してください。なお、提出期限の超過や、要件を満たさない等の場合は、利用調整において指数の適用が認められない場合がありますのでご注意ください。

④ 申込状況に変更が生じた場合

利用申込手続き以降に世帯状況・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園室までご連絡ください。内容により、追加での聞き取りや書類の提出をお願いする場合があります。書類の提出期限に間に合わない場合、利用調整上不利になる可能性があります。

申込状況の変更があるにもかかわらず、保育幼稚園室に連絡がなかった場合、申請状況に変更がないものとして取扱います。

⑤ 利用申込中に認定期間が終了する場合

利用申込中に求職活動要件を除く認定要件（妊娠・出産要件、疾病・障がい要件、介護・看護要件、就学要件、契約期間に定めがある就労要件）の認定期間が終了する場合は、新たな認定要件を申請していただく必要がありますので、認定期間終了月の翌月選考の締切日までに「認定の変更申請フォーム」より申請してください。申請がない場合は、それまでの申込による待機期間がリセットされますのでご注意ください。

例）妊娠・出産要件が令和9年7月末までの場合

→令和9年8月選考の締切日（令和9年7月5日（月））まで

⑥ 利用開始後の就労状況の確認

就労を理由に保育所等の利用を開始した方は、利用開始後に「就労状況確認書」の提出が必要です（対象者には別途所定の様式を送付し、提出期限をお知らせします）。

（３） 提出書類

【保育所等の利用にかかる書類一覧】

電子申込時に勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由の証明書の添付がない場合、申込を完了することができません。

提出書類については、写真やPDF等のデータを電子申込の最後のページに添付して提出してください。指定の様式は吹田市ホームページ（右記二次元コード）よりダウンロードできます。

申込フォームに添付できるデータ容量やファイルの形式に制限がありますのでご注意ください。



なお、締切日までに勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類の添付が間に合わない場合は、必要書類不足同意書を代わりに添付してください。申込締切日までに「追加書類提出フォーム」より保育を必要とする事由の証明書の提出がない場合は、利用調整上減点をつけて選考します。

また、必要書類不足同意書を添付された場合であっても、利用希望月の前月末までに「追加書類提出フォーム」より、保育を必要とする事由の証明書の提出がない場合には、申込が取消となりますのでご注意ください（書類不備・不足が解消されるまでは利用調整結果通知書は発行されません）。

① 保育を必要とする事由を証明する書類（保護者全員分が必要）

事由		必要書類	備考
就労 （内定含む）	雇用型 勤務 ※1	勤務（内定）証明書（様式A）※2 ※国の標準様式（簡易版）も利用可能です	・就労先で証明を受けてください。複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。 ・育休を取得中の方は、育休期間を記載してもらってください。
	自営		・保護者が代表者の場合、自身で作成してください。
	内職		・業務委託先で証明を受けてください。
妊娠・出産		母子手帳の分娩予定日が分かるページの写し	・母子手帳の表紙は不要です。
疾病・障がい		診断書（様式B）※2 又は 障がい者手帳等の写し	・障がい者手帳の写しは、名前と等級が記載された部分が必要です。
介護・看護	診断書（様式B）※2		・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合が対象です。
	親子通園証明書（様式G）※2		・週4日かつ1日4時間以上親子通園されている場合が対象です。
求職活動		なし	・勤務を開始することが決定次第、勤務（内定）証明書（様式A）※2を提出してください。
就学		在学証明書と時間割等	・時間割等はタイムスケジュール（様式C）※2 もしくは、自身で作成したものでも構いません。 ※就学見込みの場合は、受験票・カリキュラム・タイムスケジュールの3点で申込可能です（合格後、速やかに合格証を提出するとともに、入学後、速やかに在学証明書を提出してください）。
その他 （災害復旧・高齢等）			・保育幼稚園室に問い合わせてください。

※1 保護者が代表者又は雇用主と3親等以内の親族関係がある場合、以下のとおり利用調整します。

保護者	勤務先等の状況	判定
代表者本人	法人である。	雇用型勤務
	法人ではない（個人事業主等）。	自営業中心者
雇用主との関係が3親等以内	勤務先が法人である。	雇用型勤務
	勤務先が法人ではないが、専門的資格を証明する資料（免許証・資格証等）の提出がある。	自営業中心者
	勤務先が法人ではなく、資料の提出がない。	自営業協力者
業務委託		自営業中心者

※2 様式は吹田市ホームページ、又は16ページの二次元コードよりダウンロードできます。

なお、令和8年8月26日以降の証明日のものでしか受付ができません。

② その他の必要書類（該当する場合に提出が必要）

世帯の状況		提出書類
吹田市 へ転入 予定	市営住宅	市営住宅入居承認書 （抽選における当選通知のみは不可）
	府営住宅	入居資格審査の合格通知、及び入居日が確認できる書類 （抽選における当選通知のみは不可）
	親族宅	親族が利用希望児童、及びその保護者を同居させることに対する同意書 （様式H※1）
	賃貸・売買	住居の賃貸借・売買契約書又は工事請負契約書（以下「住居の契約書等」という）等、住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。重要事項説明書は不可。
ひとり 親世帯	離婚成立済・ 未婚・死別等	①児童扶養手当証書（有効期間内のもの） ②ひとり親家庭医療証（有効期間内のもの） ③戸籍謄本（3ヶ月以内に発行された保護者のもの）※2 ④離婚届の受理証明書 <u>上記①～④のうちいずれか一つ</u> 住民票の分離も必要です（同一住所での世帯分離は不可）。
	離婚調停中	離婚調停の事実が分かる書類 住民票の分離も必要です（同一住所での世帯分離は不可）。
	避難中	避難により別居中であることが第三者機関により証明されている公的な書類

※1 様式は、申込児童からみた続柄で記載してください。

※2 戸籍謄本は「全部事項証明書」という様式の書類になります。

③ その他の提出書類（該当する場合、提出がなくても申込可能だが利用調整（●）や、保育料の決定（■）などに影響するもの）

※利用調整における影響については利用調整基準表を参照してください。

○就業状況

就業の状況	影響 内容	提出書類
保護者が自営業中心者で、勤務実態が明らかである場合	●	開業届、営業許可証、業務に関する資格証等
自営業で、居宅内労働のうち危険物を取り扱う職種（大型機械、薬品、火器、刃物等）の場合	●	勤務（内定）証明書（様式A）、危険物取扱者免状等
保護者が吹田市内の認可保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合	●	保育士証・看護師免許証
保護者が吹田市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合	●	幼稚園教諭免許状
単身赴任先が近畿圏内の場合 （近畿圏外の場合は不要）	●	単身赴任先の住居の契約書等

○世帯の構成

世帯の状況	影響 内容	提出書類
18歳以上65歳未満の親族が同居しているが、保護者に代わって利用希望児童を保育できない場合（世帯分離していても同居している場合は必要）	●	該当者の『保育を必要とする事由を証明する書類』17ページ参照 （保護者と同等の認定要件が必要です。2ページ【認定要件】参照）
同居者に身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる場合	●■	該当者の障がい者手帳等
申込児童を利用希望月の前月1日時点で認可外保育施設等（職場内託児所・企業主導型保育事業を含む）に1月あたり64時間以上預けている場合（育児休業を除く）	●	認可外保育施設等在園証明書（様式E）
申込児童と住民登録上、別世帯に生計を一にするきょうだいがおり、多子軽減判定の対象となる場合	■	31ページ『2多子軽減について－①』を確認してください。
申込児童の弟又は妹が療育園等を週4日かつ1日4時間以上利用している場合（31ページ『2多子軽減について－②』参照）	■	親子通園証明書（様式G）

○住民登録

住民登録の状況	影響 内容	提出書類
令和8年1月1日時点で吹田市に住民登録がない ※令和9年8月利用申込まで	●■	転入前の市区町村で発行される令和8年度住民税課税（非課税）証明書（ <u>住民税決定通知書・源泉徴収票は不可</u> ） 又は令和7年1月～令和7年12月の海外での収入を証明するもの （ <u>令和8年1月1日以前から吹田市民の方は提出不要です。</u> ）
令和9年1月1日時点で吹田市に住民登録がない ※令和9年9月利用申込から	●■	転入前の市区町村で発行される令和9年度住民税課税（非課税）証明書（ <u>住民税決定通知書・源泉徴収票は不可</u> ） 又は令和8年1月～令和8年12月の海外での収入を証明するもの （ <u>令和9年1月1日以前から吹田市民の方は提出不要です。</u> ）
転所希望日前月末までに市内転居予定で、転居先が在園施設から直線距離で2km以上離れている場合	●	転居予定先の住居の契約書等住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。 ※重要事項説明書は不可

(4) 発達に係る支援について

落ち着きがない、友だちとのコミュニケーションが苦手、言葉が幼い、発達がゆっくり等、児童の発達に心配のある方は・・・

- ・まずは保育幼稚園室までご連絡ください。
- ・利用申込時に「申込児童の発達について気になることがある。」の項目にチェックをお願いします（保育幼稚園室より連絡させていただく事があります）。

発達に課題があり、保育所等で支援が必要な児童に対して、保育士等の加配、就学支援等を実施しています。また、施設へは巡回支援を行っています。

① 発達配慮申請について

- ・発達配慮申請とは、教育・保育において、集団の中で特別な支援を必要とする場合に、保育士等の加配等によって、支援を行うものです。
- ・認定をされた場合には、教育・保育施設が保育士等の加配、環境整備など、児童の教育・保育に必要な対応を行います。
- ・必ずしも、保育士等の加配をお約束するものではありません。

② 申請方法

保育士等の加配配置の検討が必要な児童については、入所申込時に保護者の方から「発達配慮申請」の仮申請をしていただきます。本申請は内定後、内定園から申請されます。

「発達配慮申請」の仮申請に際しては、必ず保育幼稚園室までご連絡ください。

（私立保育所等を希望される場合は、希望する施設に児童の状態を伝え、受入れが可能であることを必ず確認してから希望施設を入力してください。）

<入所申請時に保護者の方が行うこと> *下記の実線の枠が行っていただく内容です。

電話にて、発達配慮（仮）申請を希望している旨をお伝えください。
担当より、発達配慮（仮）申請について説明します。

発達配慮（仮）申請をお申し込みください。

親子面接を受けてください。
・発達検査の結果や療育手帳等、児童の発達状況がわかる資料をお持ちの方はご持参ください。

相談の結果、園として発達配慮が必要となった場合、内定園から保育幼稚園室に対して本申請を行います。

内定園と保護者の方で、保育士の加配等児童にとって必要な配慮についてご相談ください。

利用園の内定
（保育幼稚園室から内定園に対して、発達配慮（仮）申請時に聞き取った内容等について情報共有いたします。）

本件に関する問合せ

吹田市役所 保育幼稚園室 保育・幼稚園グループ 06-6384-1568

(5) 健康上配慮が必要な児童・医療的ケアが必要な児童の 申込について

疾病等を有しているため、健康上の配慮が必要な児童、又は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受ける必要がある児童は、利用申込に際し、必ず保育幼稚園室までご連絡ください。私立保育所等を希望される場合は、希望する施設に児童の状態を伝え、受入れが可能であることを必ず確認してから希望施設を入力してください。

① 健康上配慮が必要な児童について

集団保育が可能であるが、1年に1回以上定期的に通院し、治療・経過観察を行っている児童は、状況により、「児童用主治医意見書」の提出が必要な場合があります。事前に保育幼稚園室までご相談ください。「児童用主治医意見書」は吹田市ホームページからダウンロードできます。

「児童用主治医意見書」の提出が必要な場合の例は、心疾患、繰り返す痙攣、てんかん、口唇口蓋裂等の口腔疾患、ネフローゼ症候群、低出生体重でその影響が残っている場合、その他小児慢性疾患等に該当する疾患などです。

アレルギー疾患（鼻炎、結膜炎、喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等）については「児童用主治医意見書」の提出は不要です。

なお、食物アレルギーがある場合は、食材の除去等、施設において特別な配慮や管理が必要となる場合があります。食物アレルギー疾患等の疑いがある場合には、施設は原則、医師の診断指示に基づき対応することが求められるため、必要に応じて医師（かかりつけ医）の診断を得た上で、利用希望施設に対して対応の可否をご相談ください。

② 医療的ケアが必要な児童（※）について

医療的ケアが必要な児童は、医療的ケアの申込に関する書類の提出が必要です。必要書類は、保育幼稚園室の窓口でお渡ししますので、保育幼稚園室にご相談ください。

病状が安定していること、在宅での医療的ケアが定着し集団保育が可能であることなどの利用条件があり、利用時間が限られている場合もあります。書類の提出後、受入れの可否を検討します。なお、医療的ケアが必要な児童の受入れは、児童の安全かつ適切な教育・保育を提供するため、原則として1園につき1名としています。また、医療的ケアの実施が承諾された場合であっても、医療的ケアの実施体制が整うまで、入所をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。

※医療的ケアの例：経管栄養、吸引、導尿、酸素療法（在宅酸素療法）の管理、
気管切開部の管理、吸入、人工呼吸器管理、血糖管理、ストーマ管理

本件に関する問合せ

吹田市役所 保育幼稚園室 保育・幼稚園グループ 06-6384-1568

3 よくある質問

(1) 申込について

Q 1 早く申込した方が入所しやすくなりますか。

A 1 保育所等の利用の決定は、先着順ではありません。締切日までに申込された方を対象に保護者の就労状況・世帯状況等を指数化し、指数の高い方から順に利用調整を行います。

Q 2 利用不可となりましたが、改めて申込をしないといけませんか。

A 2 申込は令和10年3月31日まで有効ですので、令和9年度の申込については改めて行う必要はありません。なお、保育の希望がなくなった場合は、他の方の利用調整に影響を及ぼすため、必ず利用申込の取下げ申請を行ってください（詳細は13ページ『⑧内定辞退・利用申込の取下げ』）。

Q 3 現在、育休を取得しています。申込（転所申込含む）は可能ですか。

A 3 利用内定後に育休期間を短縮し、利用開始月の翌月1日までに復職できる場合は、就労要件で申込が可能です。

Q 4 転所申込で、内定後に利用申込の取下げ又は内定を辞退した場合、在籍している施設に戻ることは可能ですか。

A 4 できません。転所申込により利用が内定した場合、在籍している施設に他の方を案内するため、戻ることはできません。また、内定が出ない場合も、転所申込の取下げをしない限りは年度末の選考まで毎月利用調整を行います。十分に検討のうえ、申込を行ってください。

Q 5 転所申込の場合に注意することはありますか。

A 5 市内転居予定の方であっても、申込締切日までに転居予定先の住居の契約書等の写しの提出がない場合、自宅から直線距離で2 km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する際の加点はつきません。なお、市内転居後、加点を希望する場合は、「その他変更届フォーム」の備考欄へ加点を希望する旨を入力して申請してください。また、住民票にて転居後の住所が確認できる場合は、住居の契約書等の写しの提出は不要です。

なお、4月転所申込をされる方は、在園中の保育所等の継続に関する手続き（「現況届フォーム」）をオンラインで申請していただく必要があります（例年8月下旬に自宅へ案内送付）。申請の際、保育が必要な事由を証明する書類は転所申込分と同じものでも構いませんが、現況届にも添付していただく必要があります。また、育児休業取得中で、利用開始月の翌日1日までに復職できない方は、転所申込はできません。

Q 6 申込時に、受入月齢が満たない施設も希望していいですか。

A 6 利用希望月時点（令和9年4月からの利用希望の場合は令和9年4月1日時点）で受入月齢を満たしていない施設は申込できません。受入月齢を満たしてから「希望施設変更届フォーム」にて変更の手続きをしてください。

Q 7 申込できる施設数はいくつまでですか。

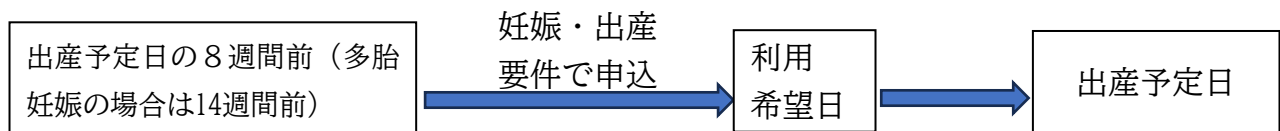
A 7 最大で第15希望まで希望できます。利用調整は希望施設として申請していただいた施設のみで行います。空きのある施設を市があっせんすることはありません。

また、希望される保育所等の数により、利用調整上の優先度が変わることはありません。そのため、第1希望のみで申請された場合でも、第15希望まで申請された場合でも、利用調整において優劣はありません。

なお、「希望施設変更届フォーム」より施設の受入月齢対象外の利用を希望された場合、当該施設は希望順位から削除されますので、ご注意ください。

Q 8 出産予定のある世帯はどの要件で申込みばいいですか。

A 8 原則、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月から出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の利用申込は妊娠・出産要件での申込となります。



例1）令和9年6月1日出産予定で、令和9年4月から利用申込をした場合

→令和9年6月1日出産予定の場合、産前8週間の日は令和9年4月6日・産後8週間の日は令和9年7月27日となるため令和9年4月入所申込から令和9年7月入所申込までは妊娠・出産認定及び妊娠・出産要件での指数付けとなります。

ただし、保育所等を利用開始後、両親ともに入所月の1日から15日まで就労することが可能な場合は、就労要件での利用申込が可能となります（例2）。なお、内定後・入所後に就労できない場合は内定取消・退所となります。

例2）令和9年6月1日出産予定で、令和9年4月から利用申込し、令和9年4月から入所となった場合

→入所できた際に4月1日～4月15日まで就労し、4月16日以降に産前休暇を取得する場合は、就労要件での申込が可能となります（有給休暇は就労に含みます）。

Q 9 出産予定児の申込には何が必要ですか。

A 9 出産予定児の申込の際には母子手帳の分娩予定日の分かるページの写しを提出してください（分娩予定日の記入漏れがないようご注意ください）。また、出産後は必ず保育幼稚園室にご連絡ください。新生児の名前等の聞き取りをさせていただきます。連絡がない場合は利用調整結果通知を送付できませんので注意してください。

なお、保育所等に児童を預けることができるのは産後休暇明け（産後8週間）からです。

ただし、就労を理由に申込をしている方で、利用希望日時点で産後6週間を経過しており、母体の健康に支障がないと認められる旨の診断書の提出があった場合、公立の保育所及び認定こども園（はぎのきこども園、やまだこども園）に限り産後6週間からの入所申込ができます。

実際の出産日が、令和9年2月4日（産後6週間の場合は令和9年2月18日）以降になった場合は、令和9年4月1日からの利用申込の対象外となります。

Q10 令和9年3月末で学校を卒業予定で4月から就労予定です。申請時点で勤務（内定）証明書はまだ用意できていないのですが、どの要件で申込みばいいですか。

A10 在学中の学校を入所月の前月末までに卒業し、その後就労予定（入所月の15日まで）の方につきましては就学要件での申込が可能です。在学中の在学証明書、及び時間割を提出してください。また、令和9年3月末までに勤務（内定）証明書の提出がない場合は、申込取消となり内定も取消となるためご注意ください。なお、入所後3か月間は申込された就学要件以上の就労指数を維持していただけないと退所となる可能性があるためご注意ください（詳細は、32～34ページ『3利用調整基準表』を確認してください）。

Q11 幼稚園、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）、認可外保育施設との併願はできますか。

A11 可能です。幼稚園等の申込方法については、公立園の場合は電子申込となりますので、吹田市保育幼稚園室ホームページの「幼稚園等の利用申込【教育部分】」をご確認ください。私立園の場合は施設により申込期間・方法が異なりますので、希望される各施設へ直接ご確認ください。一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）については、40ページ「②幼稚園における1・2歳児保育（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））」をご確認のうえ、幼稚園に直接お申し込みください。認可外保育施設についても、施設に直接お問合せ、申込をお願いします。

Q12 ホームページにある入所最低指数表の指数を下回りますが、申込はできないのですか。

A12 申込は可能です。掲載されている指数は、過去4年間の4月（1次申込）で内定した児童の最低指数です。申込の可否とは関係ございません。あくまでも参考程度にご確認ください。

Q13 ホームページにある空き状況表において、空きがない施設に申込はできないのですか。

A13 申込は可能です。ただし、選考までに空きが発生しない場合、利用調整は行われません。

Q14 利用調整について、どのような希望方法がありますか。

A14 利用申込の際、下記①②の利用調整方法のどちらかを選んでいただくことになります。

①保育所等への入所を希望しており、通常の利用調整をしてほしい

→申込いただいた内容を基に、通常通りの利用調整を行います。

②育児休業の延長が可能なため、利用調整において減点され、他の申請者よりも後の順位付けとなることに同意する

→申込いただいた内容を基に、通常通り指数を付けた後、－100点を付けて選考を行います。こちらを選択されている期間については、34ページ「利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準」の適用順位A「当初利用希望日からの経過期間が長い方」の経過期間には含まれません。また、希望施設に空きがある場合、内定が出る可能性もあります。

内定を辞退された場合、以後の調整で不利になりますのでご注意ください。

（利用調整方法の変更）

令和9年度中は申込が継続されますので、令和9年度中に利用調整方法を変更する場合は、各選考月の締切日までに「その他変更届フォーム」より、上記①②どちらかの区分に変更する旨を申請してください。

【雇用保険法施行規則の一部改正について】

令和7年4月以降、育児休業給付金の期間延長の取扱いが変更となっています。それに伴い、利用条件や必要書類等についても変更が生じていますが育児休業の延長手続きに関する質問について、吹田市では一切回答できません。

事前に就労先又はハローワークに必ず確認してください。

Q15 保護者が入院して家庭で保育ができなくなったが、保育所等は利用できますか。

A15 保護者の出産や入院等の緊急事由が生じたことで、家庭での保育ができない場合、期間を限って保育所等を利用することができます。「緊急保育の利用申込フォーム」から電子申込を行ってください。なお、緊急事由に該当するのは以下の場合です。

- ・病気や出産のため保護者が入院する場合
- ・同居の親族が入院したため、保護者が常時その介護・看護にあたる必要がある場合
- ・その他特別な事情がある場合（保護者の死亡、拘禁、行方不明等）

（２）提出書類について

Q1 準備が間に合わない書類があっても、申込はできますか。

A1 保育を必要とする事由の証明書については、「必要書類不足同意書」を記載のうえ添付いただくことで申請することが可能です。ただし、転入を証明する住居の契約書（転入予定の場合）、母子手帳の分娩予定日が分かるページの写し（出産予定日の申込の場合）、離婚調停中の事実が分かる書類（調停中の場合）もしくはその他ひとり親の証明は、申込時にデータの添付がないと申込フォームの送信ができませんのでご注意ください。提出書類の詳細については、16～19ページをご確認ください。

なお、保育を必要とする事由の証明書以外の書類については、必要書類不足同意書では対応できません。

Q2 添付書類の不足・不備等がある場合は、連絡をもらえますか。

A2 不足・不備等がある方については、保育所等の利用申込時に登録いただいたメールアドレス宛にその旨を送信するため、必ずメールをご確認いただくようお願いいたします。メールアドレスの変更を希望する場合は、「その他変更届フォーム」より申請を行ってください。なお、電話による回答はいたしかねます。

Q3 勤務（内定）証明書等の証明日が3か月前の日付ですが、有効ですか。

A3 勤務（内定）証明書等の有効期間は申請日から起算して概ね6か月以内のものとしています。ただし、4月申込に限り、令和8年8月26日以降の証明日のものしか受付ができません。証明日が有効でない証明書を提出された場合、書類不備の減点となりますので、ご注意ください。

Q 4 きょうだい同時に申込をしますが、申込はそれぞれ必要ですか。

A 4 児童ごとの申込が必要です。お手数ですが1人目の申請を完了した後に再度同じフォームで申込してください。また、保育を必要とする事由の証明書等の書類については、きょうだいと同じものを使用することができます。

Q 5 両親のうち一方が単身赴任（海外赴任）をしていて別居している場合でも、両親分の勤務（内定）証明書等が必要ですか。

A 5 両親分の勤務（内定）証明書等が必要です。

Q 6 現在高校3年生（申請時には17歳）の親族と同居中ですが、必要書類はありますか。

A 6 利用希望開始月の初日時時点で18歳以上65歳未満の同居親族がいる場合、保育が必要な事由を証明する書類の提出がなければ、減点の対象とします。

例) 平成21年5月1日生まれの兄が同居。令和9年5月申込をする場合。

申請時には17歳→令和9年5月1日時点では18歳のため、保育が必要な事由を証明する書類の提出が必要となります。

Q 7 マイナンバーの本人確認書類は提出が必要ですか。また誰の分を用意すればよいですか。

A 7 利用者負担額（保育料）の決定等の事務において、自治体は個人番号（マイナンバー）の利用が可能です。制度の主旨を理解のうえ、保護者の個人番号カード（マイナンバーカード）の写し及び本人確認書類の提出にご協力ください。

なお、これらの書類は、A 4サイズの紙に写しを貼り付け、右肩に申込児童の氏名、生年月日、第1希望園を記載して保育幼稚園室まで郵送にて提出してください。

※オンライン手続きでの提出はできませんのでご注意ください。

例) 父・母・子の世帯→父と母の分が必要です。

Q 8 課税証明書の提出は必要ですか。

A 8 利用申込の時期に応じて、該当の日付以前から吹田市に住民登録がある方は提出不要です（詳細は、19ページ『③その他の提出書類』を確認してください）。ただし、該当日以前に吹田市に住民登録がなかった方は、当該書類の提出がなくても申込を受け付けますが、期日までに提出がない場合は、34ページ「利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準」の適用順位Eの基準において最も優先度の低いものとして審査します。

Q 9 同一の施設に在園したまま、保育の必要性の認定区分を1号認定から2号認定へ切り替える場合、どのように申込すればよいですか。

A 9 現在通われている園に2号に切替希望であることを事前にお伝えのうえ、新しく入所される方と同じように「保育所等の利用申込フォーム」から電子申込を行ってください。

Q10 提出書類のPDFにパスワードが付与されている場合、そのまま提出しても問題ないですか。

A10 パスワードが設定されたデータは、利用申込フォームのシステム上、内容を確認することができません。お手数ですが、パスワードを解除したデータをご提出いただくか、内容が確認できるスクリーンショットをご提出いただくか等の方法により、ご対応をお願いします。

(3) 利用調整について

Q1 保育の必要性を認定する「支給認定証」が届いたら保育所等に入れると考えてよいですか。

A1 支給認定証は、保育の必要性があると認められた証明です。入所の可否は利用調整を行ったうえで判定するため、保育の必要性があると認められ支給認定証が届いた状態であっても、利用調整の結果により利用できない場合があります。

Q2 自分の指数は何点になりますか。

A2 指数については、提出された申込書類を基に決定します。そのため、結果確定前に指数をお答えすることはできません。ご自身の指数については、32～34ページ『3 利用調整基準表』を参考にしてください。

Q3 内定を辞退した場合、その後の利用調整で不利になりますか。

A3 内定を辞退した場合は以後の利用調整で1年間8点の減点が付きます。

例) 令和9年4月からの利用内定を辞退した場合 ⇒ 令和10年4月選考まで減点適用
(詳細は、32～34ページ『3 利用調整基準表』を確認してください。)
また、それまでの申込による待機期間はリセットされますのでご注意ください。

Q4 現在、育休中で復帰後は時短勤務予定です。時短勤務をすることで指数に影響はありますか。

A4 時間短縮後の1月あたりの実働時間(休憩時間を除く)が120時間以上であれば、短縮前の雇用契約上の就業時間(休憩を含む)で利用調整を行います。120時間未満(休憩時間を除く)の場合は、短縮後の就業時間(休憩を含む)をもとに利用調整を行います。

時間短縮勤務を検討されている方は、「保育所等の利用申込フォーム」の「時間短縮勤務」の欄に必ず短縮後の勤務時間を入力してください。

また時間短縮勤務取得前と取得後で休憩時間が変わる場合、申込フォームの最後にあります「申請に関して特記事項があれば入力してください。」の欄に取得後の休憩時間を必ず記載してください。短縮後の勤務時間が未定の場合、予定している勤務時間の中で一番短い時間を入力してください。利用調整は入力いただいた勤務時間で行います。内定後に申請された勤務時間より短い時間での勤務になるなどの場合には、内定取消又は退所になる場合があります(詳細は12ページ『時間短縮勤務・育児時間を取得する場合』を確認してください)。

Q 5 きょうだい同時に内定したが、ひとりは幼稚園に行かせるため内定を辞退した場合、もうひとりの児童の内定に影響はありますか。

A 5 32～34ページ『3利用調整基準表』の世帯共通項目項番6「兄弟姉妹が保育所等を利用中又は利用申込中の場合」が適用できなくなり、辞退していない児童も内定取消となる場合があります。ご注意ください。

Q 6 在園中の認定こども園への利用申込は加点されますか。

A 6 「認定こども園の教育部分（1号認定）に在園中の児童が同じ施設の保育部分（2号認定）へ利用申込する。」に該当する場合は、32～34ページ『3利用調整基準表』の世帯共通項目項番11の加点に該当します。申込される際は、通園中の施設に利用希望申込を行うことを事前にお伝えください。

Q 7 32～34ページ『3利用調整基準表』の重複要件に関する項目項番23「同居親族又は別居祖母の介護・看護を行う必要がある場合」について、介護・看護の対象者が施設に入所している場合は加点対象ですか。

A 7 施設に入所している等、他に、介護・看護する者がいると認められる場合は加点対象外です。なお、保育所入所後3か月間の間に施設入所が発覚した場合は、退所となる可能性があるためご注意ください。

（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、長期間の入院など）

（4）その他

Q 1 公立と私立の保育所等で何か違いはありますか。

A 1 利用申込方法・利用調整・利用者負担額（保育料）に違いはありません。保育方針・雰囲気・保育時間・延長保育料・給食費などの諸経費等は、施設ごとに異なります。詳しくは、各保育所等に直接問い合わせてください。

Q 2 利用申込に際して、希望する保育所等には必ず見学に行く必要がありますか。

A 2 保育所等は施設により、保育方針・雰囲気・保育時間・諸経費等様々な違いがあります。児童が毎日通う施設のため、事前に見学し、児童に合った保育所等を選択されることをおすすめします（ここでいう“見学”とは、“外から見た”ことではなく、園の職員から直接説明を受けることを指します）。

また、施設により与薬の可否、アレルギーや、宗教上の理由により食べられない食物等の除去対応の可否などが異なります。病気や障がい、発達面でのフォローなど身体面・精神面での保育上のサポートを希望される場合は、必ず見学・相談をしてください（サポートの体制を準備するための期間が必要です）。施設の体制が整わず受入ができない場合や、内定が取消になる場合があります。

なお、施設を見学していることが、利用調整において有利に取り扱われることはありません。

Q 3 内定通知をもらったら、入所決定と思ってよいですか。

A 3 利用内定＝入所決定ではありません。 利用内定後から利用開始までの間に面談と健康診断が受けられなかった場合や、申請段階で重篤なアレルギーや病気、障がい、発達の遅れ等の申し出がなく内定後の面談で判明した場合等、内定が取消になる場合があります。

Q 4 保育の利用調整結果通知書（保留）以外に、利用不可通知のようなものはもらえますか。

A 4 吹田市のホームページ上の「未利用確認書・申込内容確認書発行申請フォーム」より電子申請いただいた場合、未利用確認書（公印なし）を発行します。

※未利用時期に該当する年度の利用申込がある場合に、発行可能です。

【未利用確認書の記載内容】

- ・利用申込日、当初利用希望日、児童名、生年月日
- ・いつ時点で保育所等を利用できていないかという日付（未来日付では発行できません）

例）令和9年5月1日時点で保育所等を利用していないという未利用確認書を依頼したい場合
⇒令和9年5月1日以降の依頼であれば発行可能です。

Q 5 ならし保育をしたいのですが可能でしょうか。

A 5 利用開始前のならし保育は実施していません。利用開始後のならし保育の期間は施設により異なるため、利用内定施設と調整してください。

Q 6 申込内容はどこから確認できますか。

A 6 マイページの申請履歴からご確認ください。なお、申込内容の写し等の発行は対応できません。

Q 7 現在、私（母）は育児休業中で収入は育児休業給付金のみの状況です。保育料算定のために収入申告は必要ですか。

A 7 保育料は世帯の所得（市町村民税額を算出根拠とする）に応じて、市が決定します。そのため、産前産後休暇や育児休業によって育児休業等給付（非課税所得）以外の収入がない場合であっても、市町村民税額が非課税である決定を受けていただく必要があることから、市町村民税の申告は必要です（その場合は、課税収入なしでの申告となります）。

但し、配偶者（父）側の確定申告や年末調整等より、配偶者控除の対象として申告されている場合には、市町村民税が非課税であるとみなすことができるため、市町村民税の申告は不要です。なお、4月～8月分の保育料は前年度、9月～翌年3月分の保育料は現年度の市町村民税額を基に算定するため、入所する月によって、市町村民税の申告すべき対象年度が異なります。

[資料]

1 令和9年度（2027年度） 2号、3号認定子どもに係る利用者負担額（保育料）について

〔対象施設：保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業〕

吹田市の利用者負担額（保育料）					
階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	6,800	6,700	0	0
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0	0	0	0
D 1	48,600円未満	8,200	8,100	0	0
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0	0	0	0
D 2	48,600円以上 58,000円未満	10,000	9,900	0	0
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0	0	0	0
D 3	58,000円以上 67,000円未満	12,800	12,600	0	0
	〔うち、ひとり親世帯等〕	0	0	0	0
D 4	67,000円以上 97,000円未満	16,400	16,200	0	0
	〔うち、77,101円未満かつ ひとり親世帯等〕	0	0	0	0
D 5	97,000円以上 103,000円未満	19,600	19,300	0	0
D 6	103,000円以上 140,000円未満	24,600	24,200	0	0
D 7	140,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	0	0
D 8	169,000円以上 257,000円未満	42,000	41,300	0	0
D 9	257,000円以上 301,000円未満	51,200	50,400	0	0
D 1 0	301,000円以上 335,000円未満	56,800	55,900	0	0
D 1 1	335,000円以上 397,000円未満	62,200	61,200	0	0
D 1 2	397,000円以上 472,000円未満	70,200	69,100	0	0
D 1 3	472,000円以上	78,000 〔 39,000 〕	76,800 〔 38,400 〕	0	0

※ 利用児童の年齢は、4月1日の前日の年齢により区分します。

【留意事項】

- 1 保育料算定のもととなる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、特別税額控除等の税額控除をする前の税額となります。
- 2 多子軽減については、保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。
- 3 多子軽減の詳細等については、31ページをご覧ください。
- 4 ひとり親世帯や在宅障がい者世帯で、世帯の市町村民税が77,101円未満の場合は、保育料は無料となります。
- 5 月途中から保育所等の施設を利用した場合や月途中で退園した場合、保育料は日割り計算します。
- 6 この利用者負担額表は、現時点での予定であり、国基準の変更等により、階層区分・金額等が変更になる場合があります。

2 多子軽減について

① 別居等により住民登録が別世帯となっている児童がいる

住民登録上は別世帯（例：別世帯の祖父母宅で生活しているなど）ですが、生計を一にしている児童であれば、きょうだいのカウントに含めることが可能です。吹田市ホームページ上の保育所等のオンライン手続きにある「利用者負担額算定における生計を一にする別居親族に関する申出入力フォーム」より下記の書類を提出してください。

●全部事項証明書

●同一生計であることを証明する資料（仕送りの実態がわかる通帳など）

※資料が不明な場合は保育幼稚園室までお問い合わせください。

② 児童福祉施設等※を弟又は妹が週4日、1日4時間以上利用している

所定の申請手続きを行えば、多子軽減が適用される場合がありますので、保育幼稚園室にご相談ください。

※児童福祉施設等とは、児童福祉施設（杉の子学園、わかたけ園、吹田療育園等）、児童発達支援施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設を指します。

③ 世帯の収入を確認できない

税が未申告等の理由により、保育幼稚園室で世帯の収入（市町村民税額）を確認できない場合は、保育料の階層区分（30ページ参照）D13階層（最高階層）とし、第2子であっても保育料は最高階層における設定金額の半額（保育料表内の[]の金額）で決定します（なお、第3子以降であれば無料で決定します）。

また、第何子にあたるかの判定においては、国で定める基準と同じく、対象となる施設・事業(※)を利用している世帯内の就学前児童をきょうだいとして取り扱います。

※認可の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

3 利用調整基準表

【父の基本指数】＋【母の基本指数】＋【調整指数】＝【利用調整指数】
※ひとり親世帯の場合は、基本指数の最高点を加点します。

※利用調整指数が同点の場合、申込案内34ページの決定基準に沿って利用調整を行います。
※なお、利用調整基準は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

項番	保護者の状況				基本指数	
	類型	細目				
1	就労	雇用型勤務		1月あたりの就労時間が ^a 160時間以上である	40	
				1月あたりの就労時間が ^a 140時間以上160時間未満である	36	
				1月あたりの就労時間が ^a 120時間以上140時間未満である	32	
				1月あたりの就労時間が ^a 80時間以上120時間未満である	28	
				1月あたりの就労時間が ^a 64時間以上80時間未満である	24	
		自営中心者 非雇用型勤務		1月あたりの就労時間が ^a 160時間以上である	36	
				1月あたりの就労時間が ^a 140時間以上160時間未満である	32	
				1月あたりの就労時間が ^a 120時間以上140時間未満である	28	
				1月あたりの就労時間が ^a 80時間以上120時間未満である	24	
				1月あたりの就労時間が ^a 64時間以上80時間未満である	20	
		自営協力者		1月あたりの就労時間が ^a 160時間以上である	32	
				1月あたりの就労時間が ^a 140時間以上160時間未満である	28	
				1月あたりの就労時間が ^a 120時間以上140時間未満である	24	
				1月あたりの就労時間が ^a 80時間以上120時間未満である	20	
				1月あたりの就労時間が ^a 64時間以上80時間未満である	16	
		内職		1月あたりの就労時間が ^a 120時間以上である	20	
				1月あたりの就労時間が ^a 64時間以上120時間未満である	16	
2	妊娠 出産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内の必要な期間（多胎妊娠の場合は前14週間前）			24	
3	疾病 障がい	疾病	常時安静	長期にわたり常時安静・入院を伴う病気療養	40	
			通院加療	長期にわたり安静・通院加療を要する	28	
		障がい	重度	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級（取得予定含む）		40
			中度	身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級（取得予定含む）		28
	軽度	身体障がい者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳3級（取得予定含む）		20		
4	介護 看護	疾病	入院	長期にわたり同居親族の入院付き添いにあたる	32	
			在宅での 介護・看護	寝たきり等、居宅において同居親族を常時看護	28	
		障がい		同居親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	20	
			療育施設等への 親子通園		週20時間以上の親子通園	32
					週16時間以上20時間未満の親子通園	28
5	就学 （職業訓練を含む）	週30時間以上の就学			32	
		週20時間以上30時間未満の就学			28	
		週16時間以上20時間未満の就学			24	
6	求職活動	保護者が求職活動中の場合			12	
7	その他	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に常時あたっていること			40
		高齢	高齢で保育が困難（保護者が ^a 65歳以上）			40
8	その他市長が認める上記要件に類する状態にあること					

(世帯共通項目)

項番	世帯の状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の提出	+ 2
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(親族以外の同居人がいる場合や事実婚等は除く) (18ページ(3)提出書類②参照)	ひとり親世帯	ひとり親又は離婚調停の事実がわかる書類の提出(調停中の場合)かつ住民票を別住所に登録している場合(世帯分離を除く)	+16
3	両親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により、両親以外の養育者に養育されている	両親以外が保護者である世帯	捜索願の受理証明書、拘禁証明書等の提出	+ 8
4	父母のいずれかが長期間他の土地で就労等により常時家庭にいない(単身赴任・専門病院での入院治療等)	左記該当の世帯	勤務(内定)証明書と住居の契約書(単身赴任先が近畿圏内の場合のみ)の提出	+ 8
5	申込児童を吹田市外を含む認可外保育施設等(職場内託児所・企業主導型保育施設等)に利用希望月の前月1日時点で1月あたり64時間以上預けている※項番15との重複不可	保育の認定要件(育児休業を除く)により認可外保育施設等に預けられている児童	認可外保育施設等在園証明書の提出 (認可施設利用開始の前々月までに退所している場合は対象外) (事業所内保育事業(従業員枠)は対象外)	+ 2
6	兄弟姉妹が保育所等を利用中又は利用申込中の場合	左記該当の世帯 (同時申込の場合も兄弟姉妹それぞれ加点対象)	利用(申込)施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)の場合(証明不要)	+ 8
7	申込児童以外に小学6年生までの児童がいる場合	1人	証明不要	+ 1
		2人以上	証明不要	+ 2
8	多胎育児を行っている場合	2人	入所希望児童が多胎児の場合(証明不要)	+ 1
		3人以上		+ 2
9	自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合	転所希望申込の児童	利用施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)の場合(認可外保育施設、事業所内保育事業(従業員枠)については対象外)	+ 2
10	吹田市内の小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠又は従業員枠)の卒園児(利用申込のあった年度の年度末に卒園予定の者に限る)	地域型保育事業の卒園児童	卒園までの在籍期間が半年以上(証明不要) 例)令和8年10月以前から小規模保育事業在園 ⇒令和9年4月一次・二次選考のみ加点	+16
11	在園中の認定こども園に利用申込をする場合 (28ページ(3)利用調整についてQ6参照)	在園中の認定こども園において1号認定から2号認定へ切り替える児童	証明不要	+16
12	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合(提出書類は19ページ参照)	65歳未満の同居祖父母がいる世帯	同居祖父母(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	- 4
		祖父母以外の65歳未満の同居親族がいる世帯	祖父母以外の同居親族(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合 (26ページ(2)提出書類についてQ6参照)	- 2
13	利用内定を辞退した場合 (27ページ(3)利用調整についてQ3参照)	利用内定を辞退した児童	利用希望月から起算して過去1年以内の利用調整で内定辞退した実績がある場合(利用希望施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)の場合に限る)	- 8
14	利用申込締切日時点で児童(過去に在籍していたきょうだいも含む)の保育料滞納が累積で6か月分以上ある場合	保育料滞納実績がある世帯	-	-12

(就労に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
15	育児休業から復職する場合※項番5との重複不可 (父母の両方が育児休業から復職する場合も+2のみ) (12ページ【育児休業加点について】参照)	保護者が育児休業を取得している世帯(世帯の認定が就労に限る)	勤務(内定)証明書に育児休業期間が記載されていること	+ 2
16	自営業の勤務実態が明らかである場合	自営業中心者である保護者	開業届、営業許可証又は資格証等の写しの提出	+ 4
17	居宅内労働の場合(大型機械、薬品、火器、刃物等の危険物を取扱う職種の場合を除く)	自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者	勤務(内定)証明書、危険物取扱者免状等の写しの提出	- 2
18	保護者が吹田市の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合 ※項番19との重複不可	左記該当の保護者	保育士証、看護師免許証の写しの提出	+12
19	保護者が吹田市の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合 ※項番18との重複不可	左記該当の保護者	幼稚園教諭免許状の写しの提出	+ 4

(就学に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
20	通信制大学・通信教育に在学している場合	左記該当の保護者	-	- 2

(重複要件に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
21	指定難病・特定慢性疾患・長期入院を要する重篤な疾病がある場合 ※項番22・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	指定難病・特定慢性疾患医療受給者証等の写しの提出(治療に要する期間が今後半年以上であること)	+ 4
22	中度以上の障がいがある場合 ※項番21・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	障がい者手帳(身体障がい者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障がい者保健福祉手帳2級以上(取得予定含む))の写しの提出	+ 4
23	同居親族又は別居祖父母の介護・看護を行う必要がある場合 ※項番21・22との重複不可 (28ページ(3)利用調整についてQ7参照)	基本要件が「介護・看護」以外の世帯	同居親族の場合「診断書」 別居祖父母の場合「診断書」及び「介護保険被保険者証(要介護1以上)又は障がい者手帳等(中度以上)」	+ 4

利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準

利用調整指数が同点のときは、順位が決まるまで以下の基準をAからEの順にあてはめて利用調整を行う。

適用 順位	基準
A	当初利用希望日からの経過期間が長い方（利用希望施設が吹田市の保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の場合に限る）
B	保護者の基本指数の合計が高い方（ひとり親の場合は基本指数+40点）
C	保護者に重度の心身障がいがある、又は兄弟姉妹に障がい児のいる世帯
	申込児童が身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持しているか、若しくは同程度の障がいがあると認められる場合（申込児童に適切な保育提供が可能な保育所等に限る。）
D	利用調整を行う保育所等において希望順位の高い方
E	市区町村民税所得割額の低い方

（備考）

※ 就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問わないものとする（休憩時間を含む）。ただし、時間短縮後の一月あたりの実働時間（休憩時間を除く）が120時間未満の場合は、時間短縮後の就業時間を基に利用調整を行うこととする。

※ 保護者ごとの基本指数の合計に調整指数を合算して、当該世帯の利用調整指数とする。ひとり親の場合は基本指数に40点を加算した値を基本指数とする。

※ 保護者の基本指数について、2項目以上に該当する場合は、保護者の申請する要件を基本指数とする。

※ 物理的に不可能な重複要件の場合、利用調整会議において指数の適用が認められないことがある。

※ 保育を必要とする事由の証明書の提出がない場合は、基本指数から40点を減ずることができるものとする（求職活動を理由とする申込は除く）。

※ 小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の卒園児が、現に利用する施設が設定する連携施設の利用を希望する場合は、優先利用できるよう調整するものとする（ただし、連携施設が設定する卒園児の受入枠の範囲に限る）。

※ 利用調整に当たっては、世帯の利用調整指数を基本として、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。

※ 上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。

※ 市区町村民税の対象年度は、利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎になる年度とする。なお、未申告での市区町村民税額の確認ができない場合や市外からの転入により、市が税額を確認できない者のうち、市の求めがあったにも関わらず、期日までに市区町村民税額を確認できる書類の提出がない場合は、適用順位Eの基準において最も優先順位の低いものとして審査する。

【利用調整指数の例】

- ・ 父母ともに雇用型勤務の就労時間が月160時間以上（時間短縮勤務の場合は月実働120時間以上）で、父母どちらか一方又は両方が育児休業を入所月の前月1日時点で取得中である場合
【父基本指数40点】+【母基本指数40点】+【2点（項番15）】=【合計82点】
- ・ 上記と同様の状況できょうだい1人が吹田市内の認可保育施設に在園中又はきょうだい同時に利用申込する場合
【父基本指数40点】+【母基本指数40点】+【8点（項番6）】+【1点（項番7）】+【2点（項番15）】=【合計91点】
- ・ 父母ともに雇用型勤務の就労時間が月160時間以上（時間短縮勤務の場合は月実働120時間以上）で、児童が吹田市内の小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠又は従業員枠）の卒園児である場合
【父基本指数40点】+【母基本指数40点】+【16点（項番10）※卒園時の4月一次・二次選考のみ】=【合計96点】
- ・ 父雇用型勤務の就労時間が月160時間以上（時間短縮勤務の場合は月実働120時間以上）で、母が妊娠・出産要件に該当する場合
【父基本指数40点】+【母基本指数24点】+【1点（項番7）※出産予定児童の出産予定日が入所月の1日までの場合】=【合計65点】
- ・ 母子世帯で母が雇用型勤務の就労時間が月160時間以上（時間短縮勤務の場合は月実働120時間以上）の場合
【父基本指数40点】+【母基本指数40点】+【16点（項番2）】=【合計96点】
- ・ 父母ともに雇用型勤務の就労時間が月160時間以上（時間短縮勤務の場合は月実働120時間以上）で、65歳未満（入所月の1日時点）の祖母と同居しており、かつ項番12に該当する書類の提出がない場合
【父基本指数40点】+【母基本指数40点】-【4点（項番12）】=【合計76点】

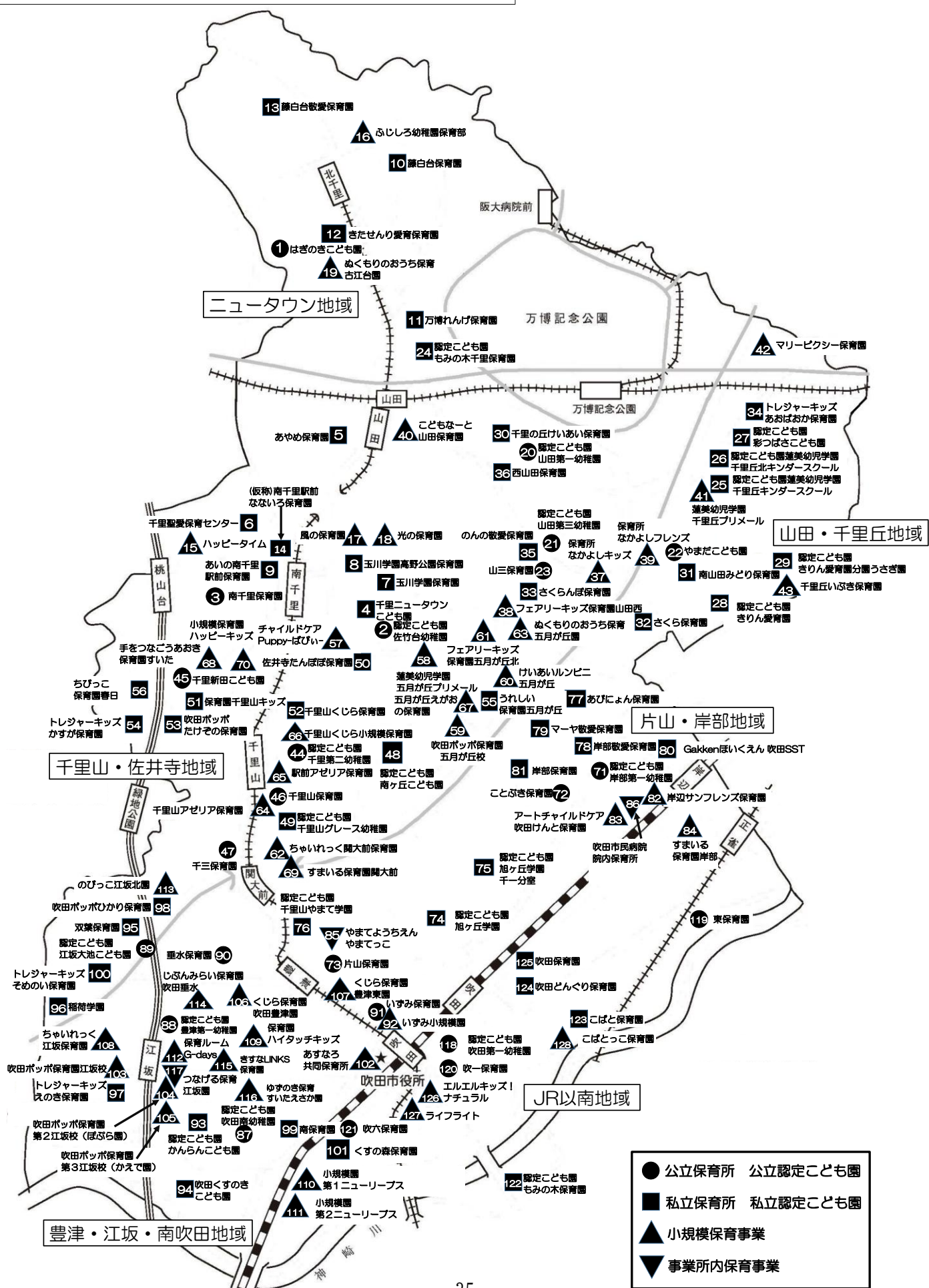
※計算式中の「項番」は、世帯共通項目の項番を示しています。

- ・ 調整指数適用の条件の対象であっても、調整指数の加点（減点）に係る書類の提出がない場合、加点の対象外もしくは減点の対象となるためご注意ください。

必要書類は吹田市のホームページからダウンロードできます。

4 市内施設一覧

① 市内保育所等マップ（令和8年8月1日時点）



[資料] ② 保育所等施設一覧

地域	区分	No	施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
ニュータウン地域	公立	1	はぎのきこども園	認定こども園 (幼保連携型)	古江台2-11-4 (6872-1012)	121	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施
		2	認定こども園 佐竹台幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	佐竹台5-12-1 (6871-2234)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		3	南千里保育園	保育所	桃山台1-4-1 (6871-0767)	142	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施
	私立	4	千里ニュータウン こども園	認定こども園 (幼保連携型)	佐竹台2-3-1 (6871-2212)	140	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		5	あやめ保育園	保育所	津雲台4-9-1 (6871-0061)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		6	千里聖愛保育センター	保育所	竹見台1-2-1 (6871-0726)	90	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:30	産休明～	一時預かり事業実施
		7	玉川学園保育園	保育所	高野台4-2-10 (6835-8400)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		8	玉川学園高野公園保育園	保育所	高野台1-4-20 (6834-5560)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		9	あいの南千里駅前保育園	保育所	佐竹台1-6-1-1 (6170-2422)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		10	藤白台保育園	保育所	藤白台4-8-1 (6831-4500)	149	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		11	万博れんげ保育園	保育所	千里万博公園12-10 (6816-1133)	99	月曜～土曜	7:00～19:00	3か月～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		12	きたせんに愛育保育園	保育所	古江台3-9-4 (6836-5711)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		13	藤白台敬愛保育園	保育所	藤白台5-7-73-201号 (6836-8601)	90	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		14	(仮称) 南千里駅前なないろ保育園	保育所	吹田市佐竹台1丁目25- 167 (地番) (6170-2422)	80	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		15	ハッピータイム	小規模保育事業 (A型)	竹見台3-6-10 1階 (6872-9518)	12	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①保育園千里山キッズ ①②千里敬愛幼稚園 ②あいの南千里駅前保育園 ②千里聖愛保育センター
		16	ふじしろ幼稚園保育部	小規模保育事業 (A型)	藤白台4-9-1 (6872-3248)	19	月曜～金曜	7:30～19:00	1歳児～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②ふじしろ幼稚園
		17	風の保育園	小規模保育事業 (A型)	高野台1-6-3 ロイヤルコート2階 (6155-7594)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) ①②万博れんげ保育園
		18	光の保育園	小規模保育事業 (A型)	高野台1-6-3 ロイヤルコート2階 (6155-7594)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) ①②万博れんげ保育園
		19	ぬくもりのおうち保育 古江台園	小規模保育事業 (A型)	古江台5-4-1 (6319-8801)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②藤白台敬愛保育園
山田・千里丘地域	公立	20	認定こども園 山田第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	山田東2-33-3 (6877-5858)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		21	認定こども園 山田第三幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	山田西1-4-1 (6877-4571)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		22	やまだこども園	認定こども園 (幼保連携型)	尺谷27-1 (6310-1950)	93	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和7年10月1日から 一時預かり事業実施
		23	山三保育園	保育所	山田西1-27-15 (6876-4602)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	24	認定こども園 もみの木千里保育園	認定こども園 (幼保連携型)	山田北5-15 (6876-1550)	120	月曜～金曜 土曜	7:00～20:00 7:00～18:00	6か月～	
		25	認定こども園蓮美幼児学園 千里丘キンダースクール	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-3 (6876-4154)	130	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		26	認定こども園蓮美幼児学園 千里丘北キンダースクール	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-1 (6876-8877)	86	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		27	幼保連携型認定こども園 彩つばさこども園	認定こども園 (幼保連携型)	千里丘北1-14 (6876-0283)	130	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		28	認定こども園 きりん愛育園※3	認定こども園 (幼保連携型)	長野東13-5 (6878-5551)	250	月曜～金曜 土曜	7:00～19:30 7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		29	認定こども園 きりん愛育園分園うさぎ園※3		千里丘下2-7 (6877-6913)	20	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	
		30	千里の丘けいあい保育園	保育所	山田東4-7-31 (6875-0011)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～	
		31	南山田みどり保育園	保育所	長野東26-11 (6876-3713)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		32	さくら保育園	保育所	山田南45-10 (6878-4322)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		33	さくらんぼ保育園	保育所	山田西1-32-12 (4864-2345)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		34	トレジャーキッズ あおばおか保育園	保育所	青葉丘北7-26 (6155-6989)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	
		35	のんの敬愛保育園	保育所	山田西2-4-3 (6877-8577)	60	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:00	3か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)

地域	区分	No	施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
山田・千里丘地域	私立	36	西山田保育園	保育所	山田西2-14-1 (6877-3536)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		37	保育所なかよしキッズ	小規模保育事業 (A型)	山田西1-1-2 (6877-2767)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 8:00～19:00	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①さくら保育園 ②千里幼稚園
		38	フェアリーキッズ保育園 山田西	小規模保育事業 (A型)	山田西 1-36-1-206 (6878-5333)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘 ①②万博れんげ保育園 ①②きたせんり愛育保育園
		39	保育所なかよしフレンズ	小規模保育事業 (A型)	樫切山2-5 (6877-1234)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 8:00～19:00	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①さくら保育園 ②千里幼稚園
		40	こどもなーと山田保育園	小規模保育事業 (A型)	山田西4-2-70 (6875-5430)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①あやめ保育園
		41	蓮美幼児学園 千里丘プリメール	小規模保育事業 (A型)	千里丘北1-3 (6875-4152)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:30 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②蓮美幼児学園千里丘キンダースクール
		42	マリービクシー保育園	小規模保育事業 (A型)	青葉丘北11-21-1階 (6170-5588)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～ 2歳児	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型) 連携施設 ※2 ①②トレジャーキッズあおばおか ①②彩つばさこども園
		43	千里丘いぶき保育園	小規模保育事業 (A型)	千里丘下3-30 (6816-1777)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	
千里山・佐井寺地域	公立	44	認定こども園 千里第二幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	千里山松が丘25-1 (6380-7451)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		45	認定こども園 千里新田こども園	認定こども園 (幼保連携型)	春日4-10-1 (6386-9262)	45	月曜～土曜	7:00～19:00	3歳児～	
		46	千里山保育園	保育所	千里山東2-19-22 (6389-2200)	100	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		47	千三保育園	保育所	千里山西1-12-1 (6386-9178)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	48	認定こども園 南ヶ丘こども園	認定こども園 (幼保連携型)	佐井寺南が丘3-5 (6330-1552)	150	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		49	認定こども園 千里山グレース幼稚園	認定こども園 (幼保連携型)	千里山東2-18-43 (6388-0306)	80	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	1歳児～	保育料とは別に上乘せ徴収あり (詳細は施設にご確認ください)
		50	佐井寺たんぼぼ保育園	保育所	佐井寺2-20-4 (6388-3327)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		51	保育園千里山キッズ	保育所	千里山竹園1-24-12 (6170-3301)	90	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		52	千里山くじら保育園	保育所	千里山虹が丘21-6 (6369-5515)	102	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		53	吹田ポッポたけぞの保育園	保育所	千里山竹園1-11-2 (6192-8688)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		54	トレジャーキッズ かすが保育園	保育所	春日1-11-10-1 (6170-1666)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		55	うれしい保育園五月が丘	保育所	五月が丘東7-38 (6330-5121)	84	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		56	ちびっこ保育園春日	保育所	春日3-17-1 (6192-1553)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		57	チャイルドケア Puppy-ぱびー-	小規模保育事業 (A型)	佐井寺3-21-32 (6330-1650)	15	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①うれしい保育園五月が丘
		58	蓮美幼児学園 五月が丘プリメール	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北23-32 千里五月丘ハイツV番 館1階 (4864-4152)	12	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①認定こども園蓮美幼児学園 千里丘北キンダースクール
		59	吹田ポッポ保育園 五月が丘校	小規模保育事業 (A型)	五月が丘南9-8-106 (6387-8170)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①②吹田ポッポひかり保育園 ①②吹田ポッポたけぞの保育園
		60	けいあいルンビニ五月が丘	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北13-1 (6875-0101)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	2か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②千里の丘けいあい保育園 ①②郡山敬愛幼稚園 ①②彩都敬愛幼稚園 ①②山田敬愛幼稚園
		61	フェアリーキッズ保育園 五月が丘北	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北 3-15-102 (6170-9673)	12	月曜～土曜	7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘 ①②万博れんげ保育園
		62	ちやいれつく 関大前保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山東1-13-5 カルム千里山II (4860-6921)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～ 2歳児	
		63	ぬくもりのうち保育 五月が丘園	小規模保育事業 (A型)	五月が丘北1-17エ クレール五月が丘201 (6877-4188)	12	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②うれしい保育園五月が丘
		64	千里山アゼリア保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山東2-22-14 (6339-3023)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①駅前アゼリア保育園 ②関西大学幼稚園
		65	駅前アゼリア保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山霧が丘22-1 Bivi千里山3階 (6388-0088)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	4か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山アゼリア保育園 ②関西大学幼稚園
		66	千里山くじら小規模保育園	小規模保育事業 (A型)	千里山高塚3-4 (6170-9117)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②千里山くじら保育園
		67	五月が丘えがおの保育園	小規模保育事業 (A型)	五月が丘南8番11-104 (6337-5225)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:30	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①もりもりえがおの保育園 (吹田市外の園)

地域	区分	No	施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
千里山・佐井寺地域	私立	68	手をつなごうあおき保育園 すいた	小規模保育事業 (A型)	千里山竹園1丁目25-9 (6170-3418)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①手をつなごうあおき保育園あわじ (吹田市外の園)
		69	すまいる保育園関大前	小規模保育事業 (A型)	千里山東1-14-24 リードレジデンス関大 前1階 (6836-8833)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山やまて学園
		70	小規模保育園ハッピーキッズ	小規模保育事業 (A型)	千里山竹園1-26-17 1階 (6387-0026)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①保育園千里山キッズ ②千里敬愛幼稚園
片山・岸部地域	公立	71	認定こども園 岸部第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	岸部中2-19-1 (6389-2623)	31	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	令和10年度にことぶき保育園と統合し、幼保連携型認定こども園へ移行予定
		72	ことぶき保育園	保育所	岸部中2-2-1 (6388-4411)	105	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	令和10年度に岸部第一幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園へ移行予定
		73	片山保育園	保育所	出口町32-1 (6380-9558)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	74	認定こども園 旭ヶ丘学園※4	認定こども園 (幼保連携型)	朝日が丘町1-5 (6388-0619)	262	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～	一時預かり事業実施（令和8年度）
		75	認定こども園 旭ヶ丘学園千一分室 (0～1歳児のみ)※4		片山町4-34-11 (6190-8701)	27	月曜～金曜 土曜	7:00～18:00		
		76	認定こども園 千里山やまて学園	認定こども園 (幼保連携型)	山手町2-17-22 (6388-1821)	117	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	3か月～	
		77	あびのよん保育園	保育所	岸部北5-45-1 (6878-0008)	140	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～	
		78	岸部敬愛保育園	保育所	岸部中3-19-19 (6387-2320)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～	
		79	マーヤ敬愛保育園	保育所	岸部北1-15-8 (6378-0808)	90	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	3か月～	
		80	Gakken(まいくえん 吹田SST	保育所	岸部中5-2-3 (6155-8201)	60	月曜～金曜 土曜	7:00～19:30 7:00～18:00	産休明～	
		81	岸部保育園	保育所	岸部北2-2-2 (6389-2838)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		82	岸辺サンフレンズ保育園	小規模保育事業 (A型)	岸部新町5-45 (4798-5107)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～ 2歳児	
		83	アートチャイルドケア 吹田けんと保育園	小規模保育事業 (A型)	岸部新町3-33-2F (6155-6567)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	産休明～ 2歳児	
		84	すまいる保育園岸部	小規模保育事業 (A型)	岸部南1-17-13 千葉・岸辺1階 (6879-1177)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ①千里山やまて学園
		85	やまてようちえん やまてっこ	事業所内保育事業 (保育所型)	山手町1-18-10 (6155-7970)	20 ※5	月曜～土曜	7:45～18:45	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①②山手幼稚園
		86	吹田市民病院院内保育所	事業所内保育事業 (保育所型)	岸部新町5-7 (6387-7601)	10 ※5	月曜～土曜	7:00～20:00	2か月～ 2歳児	
豊津・江坂・南吹田地域	公立	87	認定こども園 吹田南幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	南金田1-4-16 (6386-2677)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		88	認定こども園 豊津第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	江坂町1-15-42 (6384-8301)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		89	認定こども園 江坂大池こども園	認定こども園 (幼保連携型)	江坂町3-13-1 (6386-9226)	45	月曜～土曜	7:00～19:00	3歳児～	
		90	垂水保育園	保育所	垂水町1-6-9 (6386-2974)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		91	いずみ保育園	保育所	泉町2-11-43 (6388-6088)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		92	いずみ小規模園	小規模保育事業 (A型)	泉町2-11-43 (7670-6388)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	1歳児～ 2歳児	一時預かり事業実施 連携施設 ※2 ①②いずみ保育園
	私立	93	認定こども園 かんらんこども園	認定こども園 (幼保連携型)	南金田2-18-7 (6384-5820)	228	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		94	吹田くすのきこども園	認定こども園 (幼保連携型)	南吹田5-20-7 (6170-5001)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	一時預かり事業実施
		95	双葉保育園	保育所	江坂町3-12-16 (6338-5115)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施
		96	稲荷学園	保育所	豊津町38-1 (6384-4038)	180	月曜～土曜	7:00～19:00	6か月～	
		97	トレジャーキッズ えのき保育園	保育所	江の木町14-10 (6155-8825)	80	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		98	吹田ポッポひかり保育園	保育所	江坂町5-17-3 (6190-7511)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	一時預かり事業実施 病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		99	南保育園	保育所	穂波町15-30 (6386-3900) 仮園舎：泉町2丁目 (令和8年12月～令和 10年3月頃) (6386-3900)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) ※改築のため令和8年12月～令和 10年3月頃は仮園舎（泉町2丁目） での保育（予定）
		100	トレジャーキッズそめのい 保育園	保育所	江坂町2-26-5 (6318-5200)					病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		101	くすの森保育園	保育所	南吹田1-3-3 (6480-8777)	90	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	

地域	区分	No	施設名	施設種別	所在地 (電話番号)	定員	開所日	開所時間※1 (延長保育含む)	受入月齢	備考
豊津・江坂・南吹田地域	私立	102	あすなろ共同保育所	小規模保育事業 (A型)	泉町1-8-7 (6385-6225)	18	月曜～土曜	7:30～18:30	産休明～ 2歳児	
		103	吹田ポッポ保育園 江坂校	小規模保育事業 (A型)	江の木町13-9-1C (6380-7500)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園 ②トレジャーキッズえのき保育園 ③吹田ポッポひかり保育園
		104	吹田ポッポ保育園 第2江坂校(ぼぶら園)	小規模保育事業 (A型)	広芝町10-19 (6389-2600)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①吹田ポッポひかり保育園
		105	吹田ポッポ保育園 第3江坂校(かえで園)	小規模保育事業 (A型)	広芝町10-19 (6389-2630)	12	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園 ②吹田ポッポひかり保育園 ③吹田ポッポたけぞの保育園
		106	くじら保育園吹田豊津園	小規模保育事業 (A型)	垂水町1-28-8 (6170-1308)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山くじら保育園
		107	くじら保育園豊津東園	小規模保育事業 (A型)	泉町5-11-12 リーサイド豊津4階 (6170-1004)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	6か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①千里山くじら保育園
		108	ちゃいれっく江坂保育園	小規模保育事業 (A型)	豊津町17-5 1階 (6155-9146)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	6か月～ 2歳児	
		109	保育園ハイタッチキッズ	小規模保育事業 (A型)	垂水町2-21-29 フラネット江坂1階 (6192-8787)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	3か月～ 2歳児	
		110	小規模園 第1ニューリース	小規模保育事業 (A型)	南吹田2-3-24 (6105-9525)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	4か月～ 2歳児	病児保育事業実施 (体調不良児対応型) 連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園
		111	小規模園 第2ニューリース	小規模保育事業 (A型)	南吹田2-3-24 (6105-9526)	14	月曜～土曜	7:30～19:00	4か月～ 2歳児	一時預かり事業実施 こども誰でも通園制度実施 連携施設 ※2 ①吹田くすのきこども園
		112	保育ルーム G-days	小規模保育事業 (A型)	江坂町1-21-39 土泰第1ビル2階 (6338-0688)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	3か月～ 2歳児	
		113	のびっこ江坂北園	小規模保育事業 (A型)	江坂町5-14-14 (6170-4188)	19	月曜～土曜	7:30～19:00	6か月～ 2歳児	
		114	じぶんみらい保育園 吹田垂水	小規模保育事業 (A型)	垂水町1-41-7 (6310-0715)	19	月曜～土曜	7:30～19:30	4か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①トレジャーキッズそめのい保育園
		115	きずなLINKS保育園	小規模保育事業 (A型)	垂水町2-37-24 1階 (072-646-8203)	19	月曜～金曜 土曜	7:00～19:30 7:30～18:30	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①きずな保育園 (吹田市外の園)
		116	ゆずのき保育すいたえさか園	小規模保育事業 (A型)	垂水町3-35-10 1階 (6105-9300)	19	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①すまいる保育園関大前
		117	つなげる保育江坂園	事業所内保育事業 (小規模A型)	広芝町10-25 第2池上ビル1階 (6190-2211)	10 ※5	月曜～土曜	8:00～19:00	6か月～ 2歳児	
JR以南地域	公立	118	認定こども園 吹田第一幼稚園	認定こども園 (幼稚園型)	元町30-44 (6381-0049)	45	月曜～金曜	8:00～18:00	3歳児～	
		119	東保育園	保育所	南正雀4-1-1 (6382-7010)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		120	吹一保育園	保育所	内本町1-23-28 (6382-7782)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		121	吹六保育園	保育所	南清和園町40-31 (6319-0237)	112	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
	私立	122	認定こども園 もみの木保育園	認定こども園 (幼保連携型)	東御旅町5-53 (6382-5076)	60	月曜～金曜 土曜	7:00～19:00 7:00～18:00	3か月～	
		123	こぼと保育園	保育所	高城町20-6 (6383-2640)	120	月曜～金曜 土曜	7:00～22:00 7:00～18:30	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		124	吹田どんぐり保育園	保育所	昭和町8-24 (6381-5331)	60	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	
		125	吹田保育園	保育所	昭和町24-1 (6381-1782)	120	月曜～土曜	7:00～19:00	産休明～	病児保育事業実施 (体調不良児対応型)
		126	エルエルキッズ！ ナチュラル	小規模保育事業 (A型)	寿町1-3-14 (4860-1725)	15	月曜～土曜	7:30～18:30	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①認定こども園小松幼稚園
		127	ライフライト	小規模保育事業 (A型)	寿町1-3-19 (4860-0271)	18	月曜～土曜	7:30～18:30	3か月～ 2歳児	連携施設 ※2 ①認定こども園小松幼稚園
		128	こぼとっこ保育園	小規模保育事業 (A型)	高城町20-17 (6382-3200)	19	月曜～金曜 土曜	7:30～19:00 7:30～18:30	産休明～ 2歳児	連携施設 ※2 ①こぼと保育園 ②吹田保育園

- ◇ 在住地域にかかわらず、全ての地域の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に申込できます。
- ◇ 開所時間は、変更になることがあります。
- ◇ 小規模保育事業・事業所内保育事業の受入対象は0歳児～2歳児クラスの児童までです。
- ◇ 各施設により受入月齢が異なりますので注意してください。

- ※1 保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業の延長保育料については、各施設へ問い合わせてください。
- ※2 小規模保育事業・事業所内保育事業の連携施設とは、①「保育内容の支援」及び②「卒園後の受け皿」の役割を担う施設です。
- ※3 認定こども園きりん愛育園、認定こども園きりん愛育園分園うさぎ園の申込はそれぞれ別の希望施設として受付します。
- ※4 認定こども園旭ヶ丘学園、認定こども園旭ヶ丘学園千一分室の申込は、それぞれ別の希望施設として受付します。
なお、認定こども園旭ヶ丘学園千一分室は2歳児への進級の際に認定こども園旭ヶ丘学園での受入になります。
- ※5 事業所内保育事業の定員については、地域枠(当該事業所の従業員以外の児童)の定員を記載しています。

5 幼稚園・認定こども園（教育部分）における預かり保育事業

※幼稚園・認定こども園（教育部分）は以下幼稚園等といいます。

①幼稚園等における預かり保育事業【対象年齢：満3歳以上児】

市内幼稚園等では、幼稚園等に在籍する児童を対象とし、教育時間（概ね9：00～14：00）の前後や、幼稚園等の夏休み期間等の長期休業日に「預かり保育」を実施しています。

預かり保育を利用することで、幼稚園等でも、保育施設における標準的な保育時間と同程度の時間、保育が受けられる場合があります。各園における実施時間等については、下記の二次元コードから吹田市のホームページをご確認ください。

※保育実施日や利用料等の詳細については、各園にお問い合わせください。



【公立幼稚園等】



【私立幼稚園等】

②幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）【対象年齢：1・2歳児】

保育の必要性のある児童を対象とし、市が認定した市内の私立幼稚園で、保育士資格等を持つ職員が定期的に保育を実施する事業です。実施園については、下記二次元コードから吹田市のホームページをご確認ください。

※保育実施日や保育料等の詳細については、実施園にお問い合わせください。

※実施園の募集を予定しており、今後、実施園が増える場合があります。令和9年1月上旬に実施園の情報を更新予定。



【幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）】